

2025年調査用

経済産業省生産動態統計調査

機械器具月報

記入要領及び調査品目表



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025年1月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鋁工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定義外</u>の品目分を計上 ・ <u>定義内</u>の品目分を<u>未</u>計上 	<p>調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外生産分を生産に計上 	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三国間貿易分を計上 	<p>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫量の推計 	<p>在庫には、月末の実在庫量を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的(四半期や半期など)に実在庫量を確認して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複報告 	<p>自事業所(A工場)に他事業所(B工場)分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位誤り 	<p>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月末従事者数の誤り 	<p>「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数(生産及び管理などの業務に常時従事している人数)を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書15ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書3ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書16ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

(URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

機械器具月報記入要領目次

	頁
1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	2
5. 調査期日及び調査期間	3
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	3
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	3
8. 結果の公表	3
9. 調査票に関する連絡先	3
〔記入注意事項〕	
1. 一般事項	4
2. コード欄の記入について	4
3. 一括事業所の調査票の記入について	5
4. 共通調査項目別事項	5
(1) 製品欄	5
① 生産	5
② 受入	5
③ 消費	6
④ 出荷	6
⑤ 月末在庫	7
(2) 労務欄	7
① 月末従事者数	7
(3) 備考欄	7
(4) 生産内訳及び月間進ちよく量欄	8
① 生産内訳及び月間進ちよく量調査品目	8
② 記入上の注意	8
(5) 調査票別記入注意事項	9
① 機械器具月報（その23）金型	9
② " （その36）電子管、半導体素子及び集積回路	9
③ " （その40）自動車	9
5. 特定事業所の調査票の記入について	10
調査票のオンライン提出について	12

機械器具月報記入要領

この記入要領は、機械器具に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象は以下のとおりです。

- (1) 機械器具に関する調査票に記載された品目（以下「調査品目」という。）を生産し、次の「第1表 調査票及び従事者区分」に掲げる従事者規模区分に該当する事業所（専ら他企業からの受託加工を行っている下請工場であって、指定品目を生産し、「第1表 調査票及び従事者区分」の従事者規模区分に該当すれば調査の対象となります。）。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

- (2) 自社工場で生産した調査品目の販売管理を行っている本社・事業所であって、経済産業大臣が指定する事業所（以下「特定事業所」という。）。

注：生產品目の販売管理を行っている本社・事業所を対象とする調査品目については、「第1表 調査票及び従事者区分」の備考欄に特定事業所対象品目と記載しています。

第1表 調査票及び従事者区分

調査票番号	調査票	調査対象となる事業所の従事者規模区分	備考
2010	ボイラ及び原動機 (自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く)	50人以上	
2020	土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	50 "	
2030	化学機械及び貯蔵槽	50 "	
2040	プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械 プラスチック加工機械部門	50 "	
	印刷・製版・製本及び紙工機械部門	30 "	
2060	ポンプ、圧縮機及び送風機 (自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く)	50 "	
2070	油圧機器及び空気圧機器 (航空機用のものを除く)	50 "	
2080	運搬機械及び産業用ロボット	50 "	
2090	動力伝導装置	50 "	
2100	農業用機械器具及び木材加工機械	30 "	
2110	金属工作機械	50 "	

調査票番号	調査票	調査対象となる事業所の従事者規模区分	備考
2120	金属加工機械及び鋳造装置	30人以上	
2140	食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	30 "	
2160	事務用機械	50 "	特定事業所対象品目
2170	ミシン及び繊維機械		
	ミシン部門	30 "	
	繊維機械部門	50 "	
2180	冷凍機及び冷凍機応用製品	50 "	特定事業所対象品目
2190	業務用サービス機器	50 "	特定事業所対象品目
2200	軸受、軸受メタル及びブッシュ	50 "	特定事業所対象品目
2230	金型	30 "	
2240	機械工具	30 "	
2280	回転電気機械（航空機用のものを除く）	50 "	
2290	静止電気機械器具（航空機用のものを除く）	50 "	
2300	開閉制御装置（航空機用のものを除く）	50 "	
2310	民生用電気機械器具	50 "	特定事業所対象品目
2320	電球、配線及び電気照明器具	50 "	特定事業所対象品目
2330	通信機械器具及び無線応用装置	50 "	
2340	民生用電子機械器具	50 "	特定事業所対象品目
2350	電子部品	50 "	
2360	電子管、半導体素子及び集積回路	50 "	特定事業所対象品目
2370	電子計算機及び情報端末	50 "	
2380	電気計測器及び電子応用装置	50 "	
2390	電池	50 "	特定事業所対象品目
2400	自動車（戦闘用自動車を除く）	50 "	特定事業所対象品目
2410	自動車部品及び内燃機関電装品	50 "	
2430	自転車及び車いす（原動機付自転車を除く）		
	完成自転車部門	10 "	特定事業所対象品目
	車いす部門	30 "	特定事業所対象品目
2440	産業車両	50 "	
2450	航空機	全事業所	
2460	計測機器	50人以上	
2470	光学機械器具及び時計	50 "	特定事業所対象品目
2570	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	50 "	
※	機械器具月報（特定事業所）	経済産業大臣が指定する事業所	

4. 報告義務等

この調査の対象となる事業所（工場）又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、同法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2025年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（12～16ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

調査票に関する問合せは、以下へ連絡してください。

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

[受付時間] 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室

一般・輸送機械班

電気・精密機械班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2873（一般・輸送機械班）

内線 2871（電気・精密機械班）

〔記入注意事項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。数字はすべて算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（3ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月は01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：3ページ参照）に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

〔記入例〕

統計調査番号	調査票番号	年 月 分			事 業 所 番 号												
					都道府県		整 理 番 号										
A 0 7	* * * *	2	0	2	5	0	1	1	3	0	0	0	5	8	0	1	5

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所毎に異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項）を参照の上記入してください。

4. 共通調査項目別事項

(1) 製品欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所（以下「工場」という。）で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量などを次により記入してください。

ア. 製品とは、修理改造、再製品を除く最終の社内検査又は立会検査を完了したものをいいます。ただし、航空機については、修理についても製品とは区分して計上してください。

イ. 自社他工場又は他社からの受入品や輸入品で、検査のみをあなたの工場で行ったものは生産に含めず、完成品（製品）扱いとして受入、出荷、在庫などに含めてください。

ウ. 海外にある自社工場で生産した製品は、生産に含めないでください。

エ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

オ. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

カ. 生産には自家使用又は自己消費する目的で生産したものもすべて含めて計上してください。ただし、調査票及び調査品目表に「自家使用あるいは自己消費を除く。」と注記してある品目については、これを含めないでください。

例) ボイラ及び原動機—ボイラの部品・付属品（自己消費を除く）

—蒸気タービンの部品・付属品（自己消費を除く）

自家使用とは、あなたの工場で生産した製品で、あなたの工場で自家用として使用するもの（例えば、旋盤を設備として使用する場合など。）をいいます。

自己消費とは、あなたの工場で生産した製品で、あなたの工場での他の製品に組み込む場合をいいます。

キ. 生産金額は生産者販売価格又は契約価格により評価してください。ここでいう生産者販売価格又は契約価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、包装又は梱包して出荷する製品についての包装費又は梱包費は、価格に含めてください。

注：その他諸掛りとは、積下ろし料、倉庫料、港湾運送費、船積料をいいます。

ク. 受託生産の製品で、受託者側において生産金額の評価が困難な場合には、委託者側と協議をし、評価基準を設けて申告してください。なお、この場合の生産金額（上記ク. 参照）は、原材料を供給され加工賃のみを計上する下請加工賃ではありません。

② 受入

調査期間中にあなたの工場又は倉庫に次の事由により受け入れた製品の数量を記入してください。

なお、同一品目群に属する製品（同一調査票に掲げる品目）についての受入れがあった場合は、あなたの工場で生産していない品目であってもすべて記入してください。

ただし、海外で生産し、直接日本以外の国へ輸出されるものは含めないでください。

また、受入欄のない調査票の場合は出荷及び在庫に含めて計上してください。

ア. 他企業から購入したもの

イ. 同一企業内の他工場から受け入れたもの

ウ. 輸入したもの

エ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受け入れたもの

オ. 返品（戻入れ）されたもの

③ 消費

調査期間中にあなたの工場での他の製品の原材料、加工用として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出荷

調査期間中に国内にあるあなたの工場及び工場が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量などを記入してください。

（販売）

次の事由による出荷を「販売」として計上してください。

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借り受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ただし、特定事業所調査の対象となっている事業所に特定事業所調査対象品目を出荷した場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。出荷欄に「その他」の項目がない調査票については、備考欄に「その他出荷」として該当数量を記入してください。

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの。ただし、委託者が同一品目群に属する製品（同一調査票に掲げる品目）を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一品目群に属する製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもので転売することが明らかなもの

オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

カ. 販売金額は、生産金額と同一の基準で評価してください（5ページ①キ.参照）。

（その他）

次の事由による出荷を「その他」出荷として計上してください。

ア. 特定事業所調査の対象となっている企業の本社・営業所又は工場に特定事業所調査対象品目を出荷した場合であって、出荷先において再び販売又は「その他」として計上されるもの

イ. 同一品目群に属する製品（同一調査票に掲げる品目）を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

ウ. 同一品目群に属する製品を生産している他企業に出荷したもので、転売することが明らかなもの

エ. 委託生産又は委託加工のため出荷したもの（委託者が親工場）

オ. 受託生産品又は受託加工品を同一品目群に属する製品を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの（受託者が下請工場）

- カ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）
- キ. 自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は消費欄に計上してください。）
- ク. 受け入れた製品を返品したもの
- ケ. 廃棄したもの

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、国内にあるあなたの工場及び工場が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

ただし、海外の倉庫等にある在庫は含めないでください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引き渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$\text{（前月末在庫＋生産＋受入）－（消費＋販売＋その他出荷）＝月末在庫}$$

調査票に「受入」や「その他出荷」の項目が設けられていないこと、又は、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。（例：「展示品」、「廃棄」のため）

(2) 労務欄

① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目群」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目群」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあって区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

(3) 備考欄

製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。（例：「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」のため）

(4) 生産内訳及び月間進捗量欄

生産に長期間を要するいわゆる長期生産物のうち、「第3表 生産内訳及び月間進捗量調査品目」に示すものについては、当該製品の生産内訳を調査し、そのうちで一定以上の容量、出力、重量をもつものについての月間進捗量を調査します。

① 生産内訳及び月間進捗量調査品目

生産内訳及び月間進捗量を調査する品目は次表のとおりです。

第3表 生産内訳及び月間進捗量調査品目

品目群（調査票）名	生産内訳調査品目	進捗量調査品目
2010 ボイラ及び原動機	(水管ボイラ) 490t/h以上800t/h未満 800t/h以上 (一般用蒸気タービン) 25万kW未満 25万kW以上	800t/h以上 25万kW以上

(注)生産内訳調査品目欄の（ ）内の品目は、調査票の製品欄における調査品目です。

② 記入上の注意

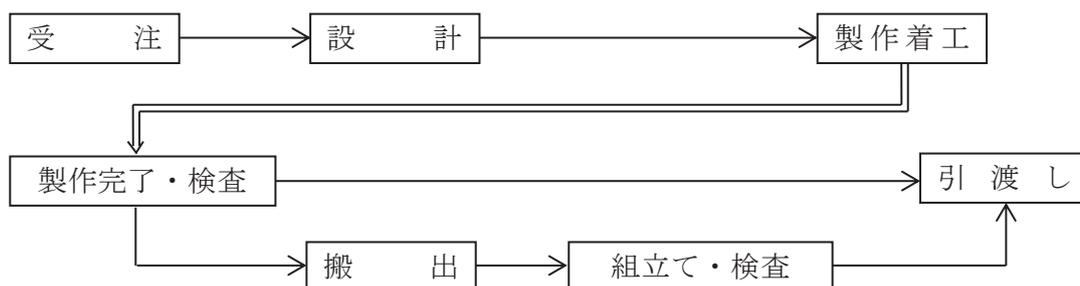
ア. 生産内訳は製品欄に計上した完成品も含めた生産数量の全てについてその内訳を記入してください。

イ. 月間進捗量については、次によって記入してください。

(ア) 「月間進捗量」とは「完成時における機械の容量又は出力×月間進捗率」をいいます。

(イ) 「月間進捗率」とは、必要工数に対する各月の遂行工数の割合（％）をいいます。

(ウ) 「必要工数」とは「受注」から「組立て・検査」までの工程のうち「製作着工」から「製作完了・検査」までの間における工数をいいます（下図参照）。



(エ) 一工場で複数の同種の機械を併行して生産している場合は、機械ごとに「月間進捗量」を計算し、合計してください。

(オ) 何らかの事情により製作を中断した場合は、製作再開までの期間の遂行工数を0とします。

(カ) 何らかの事情により製作を中止した場合は、それ以後について報告する必要はありません。この場合、備考欄に中止した旨注記してください。

(参考) 月間進ちょく量算出例

	算 出 根 拠				
	完成時の容量 又は出力	月間進ちょく量	必要工数	月間遂行工数	月間進ちょく率
	A	$B = (A \times E)$	C	D	$E = D / C$
ボイラ(A1号)	3,180t/h	226t/h	3,500	250	7.1%
〃(B2号)	1,380t/h	110t/h	1,500	120	8.0%
〃(C1号)	1,405t/h	70t/h	1,800	90	5.0%
ボイラ合計		406t/h			

(注) 1. 月間進ちょく量算出例の必要工数は仮りの数字です。

2. 月間進ちょく率の累計が実際上完成時において100.0%とならない場合がありますが、この場合、100.0%になるよう調整する必要はありません。

(5) 調査票別記入注意事項

① 機械器具月報(その23) 金型

「1-2. 生産内訳」欄の「自家使用分」とは、あなたの工場で実際に生産した製品のうち、あなたの工場又は企業内の他の工場で実際に使用するものをいい、生産の内数として記入してください。

② 機械器具月報(その36) 電子管、半導体素子及び集積回路

製品とは、後工程における最終の社内検査を完了したものをいいます。前工程を終えた仕掛品は製品に含めないでください。(ただし、アクティブ型液晶素子は、この限りではありません。)

③ 機械器具月報(その40) 自動車

乗用車、バスシャシー、トラックシャシー、二輪自動車は完成品のほかノックダウン車両輸出分(未組立のまま輸出されるもので、その構成部品が全部品を完備した場合のFOB価格の60%以上のもの)を含めます。

OEM製品は、生産している工場が生産に計上してください。

5. 特定事業所の調査票の記入について

(1) 特定事業所調査に該当する事業所は、該当調査品目の販売等を管理する本社・事業所で経済産業大臣の指定を受けた事業所とします。

また、半導体集積回路の生産能力も特定事業所調査とします。

※特定事業所調査の対象事業所には「48(都道府県番号)」で始まる10桁の事業所番号が付されています。

(2) 調査票記入に当たっては、前記「4. 共通調査項目別事項」の記入方法(5～9ページ)を参照し、傘下工場と十分連絡した上で、重複、脱漏、食い違いなどのないよう特に注意して記入してください。

(3) 調査票には、(1)で指定された事業所で販売、在庫管理などを行っている該当品目について、その製品欄の「受入」、「出荷」、「月末在庫」に所要事項を記入してください。

また、半導体集積回路の能力調査対象事業所については、生産能力欄の「月間生産・処理能力」、「月間処理枚数・面積」に所要事項を記入してください。

(4) 調査票の記入に当たって、特に注意を要する事項は次のとおりです。

① 受入

調査票指定品目の受入数量はすべて記入してください。すなわち、企業内工場からの受入、下請系列工場からの受入、他企業からの購入、輸入、返品などが含まれます。

② 出荷

調査期間中に本社又は営業所及び本社又は営業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

(販売)

販売業者又は消費者である他企業に直接販売したものを計上してください。また、販売金額は生産金額と同一の基準で評価してください(5ページ①キ.参照)。

なお、次に掲げる場合は販売とはせず「その他出荷」として計上してください。

ア. 同一品目群に属する製品(同一調査票に掲げる品目)を生産している他企業の事業所へ販売した場合

イ. 同一品目群に属する製品を生産している他企業の本社又は営業所へ販売した場合で、当該企業が特定事業所調査の対象となっている場合

ウ. 販売者が機械器具月報の調査対象で、販売先から再び販売(転売)として報告されると判断できる場合

(その他)

販売以外の出荷を計上してください。なお、上記(販売)のア～ウについては特に注意の上、「その他出荷」に計上してください。

③ 月末在庫

調査期間の末日現在において、本社又は営業所及び本社又は営業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。在庫には、販売済みのもので未引き渡しとなっているものを含めます。なお、工場の管理下にある在庫は工場から報告されますので、ここに含める必要はありません。

④ 生産能力欄

特定事業所調査で記入する生産能力は、半導体集積回路のシリコンウエハを処理する企業の本社に処理能力及び処理枚数を記入していただくものです。

⑤ 備考欄

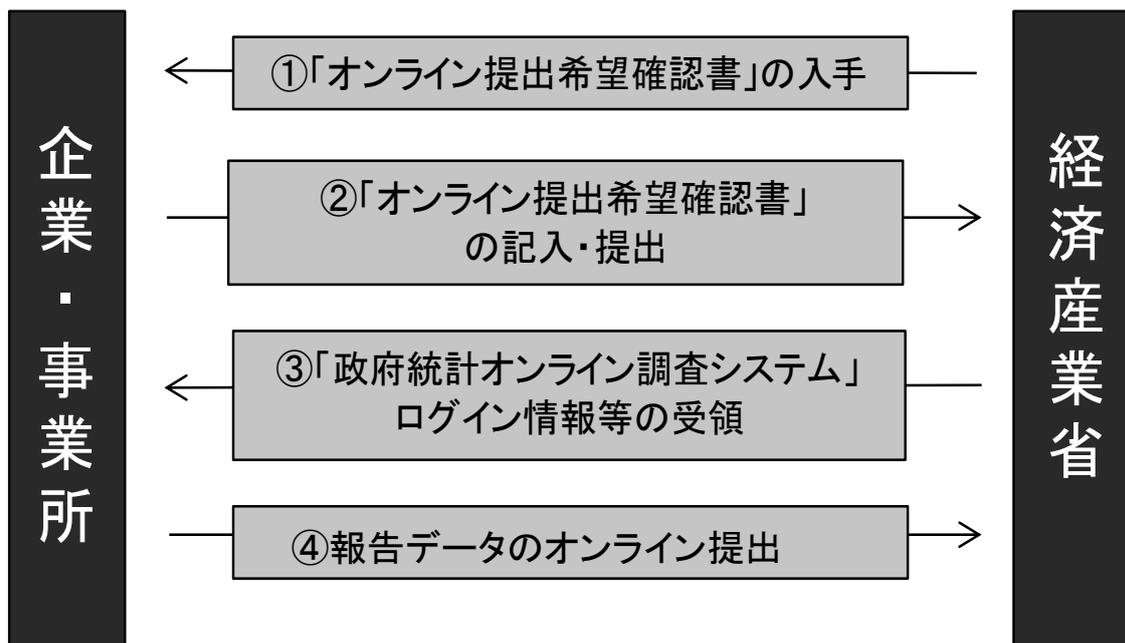
- ア. 製品欄に掲げた調査品目の販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があった場合は、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。（例：「○○○向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「棚卸」、「災害」のため）
- イ. 生産能力に変化があった場合は、要因を記入してください。（例：「増設」、「設備廃棄」、「労働協約日数又は時間の変更」のため）

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ (※)

① 「オンライン提出希望確認書」の入手

15 ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】(※)の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式 (Excel 形式) の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

② 「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へ E-MAIL 又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③ 「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者 ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者 ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、14 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、16 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bz1-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新規届 】

記入日： _____

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日： _____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)

調査品目表目次

調査票 番号	調 査 票 名	頁
2010	ボイラ及び原動機	19
2020	土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	20
2030	化学機械及び貯蔵槽	22
2040	プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	23
2060	ポンプ、圧縮機及び送風機	24
2070	油圧機器及び空気圧機器	25
2080	運搬機械及び産業用ロボット	26
2090	動力伝導装置	27
2100	農業用機械器具及び木材加工機械	28
2110	金属工作機械	29
2120	金属加工機械及び鑄造装置	31
2140	食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	32
2160	事務用機械	33
2170	ミシン及び繊維機械	34
2180	冷凍機及び冷凍機応用製品	35
2190	業務用サービス機器	37
2200	軸受、軸受メタル及びブッシュ	38
2230	金 型	39
2240	機 械 工 具	39
2280	回転電気機械	41
2290	静止電気機械器具	43
2300	開閉制御装置	45
2310	民生用電気機械器具	47
2320	電球、配線及び電気照明器具	48
2330	通信機械器具及び無線応用装置	50
2340	民生用電子機械器具	52
2350	電 子 部 品	53

調査票 番 号	調 査 票 名	頁
2360	電子管、半導体素子及び集積回路	56
2370	電子計算機及び情報端末	59
2380	電気計測器及び電子応用装置	61
2390	電 池	64
2400	自 動 車	65
2410	自動車部品及び内燃機関電装品	67
2430	自転車及び車いす	69
2440	産 業 車 両	69
2450	航 空 機	70
2460	計 測 機 器	71
2470	光学機械器具及び時計	72
2570	半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	73

注：調査品目表のなかで、※印のついた品目は、生産、販売及び在庫を調査している品目です。
したがって、この印が付されていない品目は生産のみを調査している品目です。

調査品目表

2010 ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
内燃機関					燃料と空気を装置内部に直接供給、燃焼し、回転軸に回転と力を与え、機械エネルギーに変えるもの
はん用内燃機関					農林業機械、土木建設機械、一般産業機械、運搬車両（自動車等を除く。）、発電機、ポンプ等の動力源として用いられるもの 自動車用は調査票番号2410の自動車部品で報告すること。
ガソリン機関					ガソリン等を燃料とするもの
3 P S 未満					注：P Sは独語 ^{フエルデシュテルケ} Pferdestärkeの略で、搭載エンジンの馬力を意味し、英語のH P (horsepower)と同義語（1 kW=1.36 P Sとして換算）
※ 2サイクル	0101	台		P S	
※ 4サイクル	0102	台		P S	
3 P S 以上					
※ 2サイクル	0103	台		P S	
※ 4サイクル	0104	台		P S	
ディーゼル機関					軽油、重油等を燃料とするもの
※ 30 P S 未満	0105	台		P S	
※ 30 P S 以上100 P S 未満	0106	台		P S	
※ 100 P S 以上500 P S 未満	0107	台		P S	
※ 500 P S 以上	0108	台		P S	
船用ディーゼル機関	0109	台		P S	
ボイラ					水に熱を加えて蒸気を発生させる装置で、蒸気圧1気圧以上のもの、ただし、原子炉及び電気ボイラを除く、缶体のみのもものと、缶体に付属設備を取り付けたもの（温水ボイラを除く。）
一般用ボイラ					船用ボイラ以外のもの
水管ボイラ					循環式、貫流式
2 t/h 未満	0110	台		t/h	注：t/hはボイラの実際蒸気（ボイラ出力755.8W（650kcal/h）= 1 t/hとして換算）
2 t/h 以上35 t/h 未満	0111	台		t/h	
35 t/h 以上490 t/h 未満	0112	台		t/h	
490 t/h 以上	0113	台		t/h	
その他の一般用ボイラ（煙管ボイラ、鋳鉄製ボイラ、丸ボイラ等）	0114	台		t/h	丸ボイラ（コルニッシュ形、ランカン形）、煙管ボイラ、鋳鉄製ボイラ、立型ボイラ、廃熱ボイラ等蒸気温水兼用のものを含む。
船用ボイラ	0115	台		t/h	
ボイラの部品・付属品（自己消費を除く）	0116				節炭器、過熱器、空気予熱器、復水器、温水器、火格子、灰捨装置、水面計等（燃焼装置は除く。） ポンプ類は調査票番号2060のポンプ、バルブロックは調査票番号2250の「弁及び管継手月報」で報告すること。
蒸気タービン					ボイラで発生した蒸気などを羽根車に吹きつけて、その回転軸を回転させて機械エネルギーを得るもの
一般用蒸気タービン	0117	台		kW	船用タービン以外のもの

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
船用蒸気タービン	0118	台		kW	ロータ、ロータばね、ロータホイール、機械的ガバナ一、危急装置、潤滑装置等 タービンのみのものと、タービンに諸装置をつけた完成品。船用、マイクロガスタービンを含む。
蒸気タービンの部品・付属品 (自己消費を除く)	0119				
ガスタービン	0120	台		kW	

2020 土木建設機械、鉱山機械及び破碎機

土木建設機械				
建設用クレーン				
※	トラッククレーン・ラフテレンクレーン	0101	台	車両搭載形クレーンは調査票番号2080の運搬機械で報告すること。 下部走行体にトラックシャシーを用いた自走式クレーン(オールテレンクレーンを含む。)及び走行とクレーン作業を同一の運転席で行うクレーン車で四輪駆動、四輪操舵のもの(ホイールクレーンを含む。)
※	クローラクレーン	0102	台	下部走行体がクローラ式の自走式クレーンでブームがラチス式のもの
掘削機械				
ショベル系掘削機械(油圧式)				
※	0.2m ³ 未満	0103	台	走行形態は装輪式(含むトラック式)、装軌式の2種類がある 作業駆動方式に油圧機器を採用しているもの(ホイールローダ、電気ショベルを含む。) 注: m ³ はバケットの容量
※	0.2m ³ 以上0.6m ³ 未満	0104	台	
※	0.6m ³ 以上	0105	台	
※	トンネル掘進機	0106	台	機械掘りシールド掘進機、岩石トンネル掘進機、たて抗掘削機等
整地機械				
※	ローラ	0107	台	ブルドーザ、アングルドーザを除く。 機械の自重で締め固めるローラ、又は機械の自重に加え、機械の振動によって生じた力により締め固める機械
※	平板式締め固め機械	0108	台	タンパ、振動コンパクト、ランマ、パイプロランマ等
※	アスファルト舗装機械	0109	台	アスファルトプラント(バッチ式と連続式があり、アスファルトリサイクルプラントを含む。)、アスファルトフィニッシャ(クローラ式とホイール式がある。)
※	コンクリート機械	0110	台	生コンクリート製造設備をいい、材料供給機器、計量槽、計量機、ミキサ、材料放出機器等を含めた一式コンクリートポンプ(定置式、トラック及びトレーラ搭載用等)、トラックミキサ(自動車シャシーを除く。)、コンクリートミキサ、コンクリートパイプレータ、コンクリートブレーサ、セメントガン、コンクリート舗装機械、コンクリートカッター、マドジャック、パイプ、ヒューム管型枠等(「グラウト用機械」は0111) 塔式鉄骨のみは調査票番号2210の「鉄構物及び架線金物月報」、コンベヤ及びエレベータのみは調査票番号2080の運搬機械で報告すること。

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ 基礎工事用機械 (ベースマシンを除く)	0111	台			既製打抗施工機(パイプロハンマ、油圧ハンマ、ディーゼルハンマ、くい圧入引抜機、アースオーガ、ウォータージェットカッタ等)、場所打抗施工機(アースドリル、リバースサーキュレーションドリル、油圧ケーシング切削機、BH工法施工機等)、地盤改良用機械(置換工法、締固め工法、脱水工法、固結工法等の施工機)、その他の基礎工事用機械(基礎工事用せん孔機、グラウト用機械等)
※ 破碎解体機	0112	台			油圧圧砕機、舗装版破碎機、くさび式破碎機、コンクリート破碎機等 (「油圧ブレーカ」は0113)
鉋山機械 せん孔機・さく岩機	0113	台			ワゴンドリル、クローラドリル、ボーリングマシン、ドリルジャンボ、チャンドリル、さく井機、レッグドリル、ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、ピックハンマ、油圧ブレーカ(その他のコンクリート解体機を含む。)等
破碎機	0114	台			ジョークラッシャ、ジャイレトリクラッシャ、コーンクラッシャ、ロールクラッシャ、ハンマクラッシャ、インパクトクラッシャ等

2030 化学機械及び貯蔵槽

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
化学機械					パルプ・製紙用等の専用機を除く。
ろ過機器	0101	台	kg		加圧ろ過機、真空ろ過機等
分離機器	0102	台	kg		遠心分離機、沈殿分離機、風力分離機、液化分離機等
集じん機器	0103	台	kg		電気式、遠心式、フィルター式、洗浄式、音波式等
熱交換器					化学装置用に限る。
とう(套)管式熱交換器	0104	台	kg		シェル&チューブ式熱交換器(固定管板型、U字管型、遊動頭型等)をいう。
その他の熱交換器	0105	台	kg		二重管式、単管式(コイル式を含む。)、フィンチューブ式、プレート式、うず巻板式、蓄熱式等
混合機、かくはん機及び粉砕機	0106	台	kg		溶解機、熱和(ねつか)機、乳化機、造粒機を含む。
反応用機器	0107	台	kg		主として化学反応を起させることを目的とした機器。硝化機、発酵機、分解機、オートクレーブ、加硫機等
塔槽機器	0108	台	kg		石油精製及び石油化学工業等に使用される蒸留、吸収、吸着、洗浄を行う「塔」と原材料及び製品を一時的に保管する「槽」がある。
乾燥機器	0109	台	kg		赤外線乾燥機、誘電乾燥機、水洗乾燥機(繊維用、農業用乾燥機を除く。)、棚形・枠形・バンド形・真空乾燥機、噴霧乾燥機、気流乾燥機等
貯蔵槽					鋼板や形鋼の接合により成形されるもので、液体又は気体のものを貯蔵する目的のタンク
固定式	0110	基	kg		低温貯蔵槽(一般には-5℃で液化するブタンから-190℃で液化する窒素の貯蔵槽等で、耐圧強度のあるもの)、原油及び石油関連製品用の貯蔵槽、化学薬品等を貯蔵するもの等をいう。
その他の貯蔵槽	0111	基	kg		球形(全体が球形をしたタンクで、常圧で気体となるようなガスを加圧し、液化状態にして貯蔵するもの。また、都市ガスなどのガスを貯蔵するもの)、浮屋根式、ドラム形、サイロ等

2040 プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
プラスチック加工機械					
射出成形機（手動式を除く）					
型締力100 t 未満	0101	台	t		成形材料（プラスチック）の供給、加熱、可塑性、金型への射出、冷却固化、突出しの動作を一連として行い成形品を作る機械
型締力100 t 以上200 t 未満	0102	台	t		
型締力200 t 以上500 t 未満	0103	台	t		
型締力500 t 以上	0104	台	t		
押出成形機	0105	台	t		
押出成形付属装置	0106	台	t	単軸式、多軸式等	
ブロー成形機（中空成形機）	0107	台	t	押出ブロー成形機、射出ストレッチブロー成形機等	
印刷機械					
平版印刷機					
単色、多色オフセット印刷機、石版印刷機。（事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機）を除く。）					
長巻式	0108	台	t	巻取紙を用いるもので、一般商業印刷、新聞、書籍等の印刷用	
枚葉式	0109	台	t	枚葉紙を用いるもので、ポスター、カレンダー等の高品質な印刷物用	
おう版印刷機	0110	台	t	グラビア輪転機（長巻・枚葉式）、おう版輪転機（長巻・枚葉式）、おう版速刷機、手動おう版印刷機等	
産業用デジタル印刷機 （A3寸伸び以上）	0111	台	t	デジタル形式で保存された文字・画像等のデータを版の有無を問わず紙などに印刷する機械 注：寸伸びとは、製本等の後加工を踏まえて、印刷用紙等の規格サイズよりわずかに縦、横ともに大きく変形したサイズ	
その他の印刷機	0112	台	t	フレキソ印刷機、フォーム印刷機、乗車券印刷機、シール印刷機、ブリキ印刷機、スクリーン印刷機、曲面印刷機、とつ版輪転印刷機、平圧印刷機、円圧印刷機等	
製版機械	0113	台		専ら印刷用の版を作るための機械 主なものは以下のとおり 殖版機、ライトテーブル、彫刻機（グラビア製版機）、イメージセッター、プレートセッター等	
製本機械	0114	台		油圧断裁機、高速度断裁機、自動断裁機、手引断裁機、折畳機、丁合機、針金・糸及び無線綴機、丁合無線綴機、孔明機、背固乾燥機、表紙くるみ機、紙締機、クロス巻機、箔押機等	
紙工機械					
段ボール製造用機械	0115	台		両面段繰機、片面段繰機等	
その他の紙工機械 （製ばこ機械を含む）	0116	台		機械ばこ機、はりばこ機、段ボールばこ機、折畳ばこ機、丸ばこ機、製袋機、封筒製造機等	

2060 ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
ポンプ (手動式及び消防ポンプを除く)					自動車用は調査票番号2410の自動車部品で報告すること。 各種ポンプ（品目番号0101～0104、0106～0108）のうち、「化学薬品に対する耐しよく材料使用」のものは0105で報告すること。
うず巻ポンプ（タービン形を含む）					ケーシング内で羽根車を回転させ遠心力の作用で揚水を行うポンプ
※ 単段式	0101	台	kg		同一ケーシング内に羽根車が1段のもの サンドポンプ、ブレードレスポンプを含む。
※ 多段式	0102	台	kg		同一ケーシング内に羽根車が2段以上のもの
※ 軸・斜流ポンプ	0103	台	kg		軸流ポンプ 羽根車から吐出される流体が軸方向に出入りするポンプ。かんがい用、排水用、上下水道用等 斜流ポンプ 羽根車から吐出される流体が主軸方向に対して斜めに出るポンプ。かんがい用、排水用、工業用水用等
※ 回転ポンプ	0104	台	kg		歯車ポンプ、スクリーポンプ、カムポンプ、ウェスコポンプ等。各種機械の潤滑油圧送用、油圧機械の油圧源用等。
※ 耐しよく性ポンプ	0105	台	kg		ポンプケーシング及び主要部分に化学薬品に対する耐しよく材料を用いたもので各種形式のもの
水中ポンプ					原動機とポンプが一体となり水中で使用されるポンプ。シャフト形ボアホールポンプを含む。
※ 汚水・土木用	0106	台	kg		汚水汲み取り用、土木工事排水用
※ その他の水中ポンプ (清水用を含む)	0107	台	kg		プール、タンク用、上下水道用、噴水用、深井戸用等
※ その他のポンプ	0108	台	kg		上記以外のポンプ 往復ポンプ、ジェットポンプ、エアリフトポンプ等
※真空ポンプ	0109	台			往復動真空ポンプ、回転真空ポンプ、拡散ポンプ、ジェットポンプ等。生産用機械で使用されるものに限る。汎用性のある小型機種については0110～0114で報告すること。
圧縮機					圧力比が2以上又は吐出し圧力が0.1MPa以上のもの「冷凍機用」は調査票番号2180の冷凍機で報告すること。
往復圧縮機					ピストンの往復運動により、低圧ガスを吸入・圧縮・吐出するもの（電動機付圧縮機を含む。）
※ 可搬形	0110	台	kg		
※ 定置形	0111	台	kg		
回転圧縮機					回転子（体）の回転運動により、低圧ガスを吸入・圧縮・吐出するもの（電動機付圧縮機を含む。）
※ 可搬形	0112	台	kg		
※ 定置形	0113	台	kg		
※ 遠心・軸流圧縮機	0114	台	kg		
送風機 (排風機を含み、電気ブロウを除く)					圧力比が2未満又は吐出し圧力が0.1MPa未満のもの「電気ブロウ」は調査票番号2280の電動機一体機器で報告すること。
※ 回転送風機	0115	台	kg		ベーン形、ねじ形、ルーツ形等
※ 遠心送風機	0116	台	kg		

2070 油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く）

品目名	番号	調査票の記入に使用する単位			備考
		数量	重量	容量	
油圧機器					作動油に連続して圧力のエネルギーを与え、配管や制御弁を経てアクチュエーター（油圧シリンダ、油圧モータ）に導き、制御された油圧によって必要な仕事をさせるための要素機器
油圧ポンプ（ユニット用を含む）					作動油に圧力を加え、油圧を作り出すポンプ
ギヤー形	0101				歯車の回転を利用するもの
ピストン形	0102				ピストンの往復運動を利用するもの
その他の油圧ポンプ	0103				上記以外のポンプ。ベーン形、ネジポンプ等
油圧モータ（ユニット用を含む）	0104				油圧（流体エネルギー）を回転運動に変換するもの 歯車モータ、ベーンモータ、プランジャモータ等
油圧シリンダ（ユニット用を含む）	0105				油圧（流体エネルギー）を直線運動に変換するもの 単動形、複動形、特殊形がある。
油圧バルブ（ユニット用を含む）	0106				流量制御弁、圧力制御弁、方向制御弁
その他の油圧機器 （ユニット用を含む）	0107				油タンク、蓄圧器、増圧器等
油圧ユニット	0108				ポンプ駆動用電動機、タンク及びリリーフ弁などで構成された油圧電源装置及びこの油圧電源装置に制御弁も含め一体として構成されている油圧装置
空気圧機器					空気をエネルギーに変え、動力として使いこなすために必要な機器
空気圧シリンダ	0109				空気圧エネルギーを直線運動に変換する機器
空気圧バルブ	0110				流量制御弁、圧力制御弁、方向制御弁等
空気清浄化機器 （エアドライアを含む）	0111				空気圧フィルタ、エアドライア
その他の空気圧機器	0112				上記以外の空気圧機器 自動給油機器、流体素子、空気圧モータ、増圧器、変換器、圧力スイッチ、ハイドロチェック、消音器、排水器、シール、ホース等（圧縮空気工具、空気圧リフト、空気さく岩機、空気ハンマ、プレス、空気搬送機等の空気圧応用機器は除く。）

2080 運搬機械及び産業用ロボット

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
クレーン					
天井走行クレーン	0101	台	t		自動立体倉庫用のものを除く。クラブトロリ式、ホイスト式等
ジブクレーン（水平引込・塔形を含み、脚部の橋形を除く）	0102	台	t		自走クレーンを除く。低床、高脚（門形）、ポスト形、つち形、クライミング、浮き、塔形、引込み等のクレーン
橋形クレーン	0103	台	t		コンテナクレーンを含む。クラブトロリ式、ロープトロリ式、ホイスト式等
車両搭載形クレーン	0104	台	t		トラックに架装されるもの
ローダ・アンローダ	0105	台	t		積み込み及び陸揚げ専用のクレーン（多くは機体内にホッパ、フィーダ、コンベヤなどを装備している。）
その他のクレーン	0106	台	t		デリック、ロコモチブクレーン、ケーブルクレーン等でホイールクレーンを除く。
巻上機					クレーン等に組込まれるものを除く。
船用ウインチ	0107	台			
チェンブロック	0108	台			電動式チェンブロックを含む。ワイヤーロープを使用する電気ホイストは除く。
コンベヤ					
ベルトコンベヤ	0109	台	t		可搬形、定置形を含む。
チェーンコンベヤ	0110	台	t		コンティニューアスフローコンベヤを含む。スライドコンベヤ、クロスバーコンベヤ、エプロンコンベヤ、スクレーパーコンベヤ、台車コンベヤ、トロリーコンベヤ等
ローラーコンベヤ	0111	台	t		フリーローラーコンベヤ、駆動ローラーコンベヤ、ホイールコンベヤ等
その他のコンベヤ	0112	台	t		空気コンベヤ、スクリュウコンベヤ、振動コンベヤ、バケットエレベータ等
エレベータ （自動車用エレベータを除く）	0113	式	t		昇降路、軌条昇降籠、平衡錘、巻上機、運転操作機構等を含む一式のもの。ロープ式、油圧式等
エスカレータ	0114	式			鉄骨傾斜枠（トラス）、踏段軌条、巻上機、運転操作機構を含む一式のもの
機械式駐車装置	0115	基			垂直循環方式、多層循環方式、水平循環方式、平面往復方式、エレベータ方式、エレベータスライド方式、二段方式、自動車用エレベータ、方向転換装置（ターンテーブル等）
自動立体倉庫装置	0116	基			生産工程や物流システムの中で、一時的に部品、商品などを保管・管理する目的で、間口、奥行き、高さ方向に配置された数十から数万のラック（棚）にスタッククレーン等によりパレットなどを自動的に収納し、自動的に取り出す機能を持ち、格納物の入出庫・保管・管理を自動的に行う倉庫

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
産業用ロボット					
シーケンスロボット・知能ロボット	0117	台			シーケンスロボットとは、あらかじめ設定された情報（順序・条件及び位置など）に従って動作の各段階を逐次進めていくロボット 知能ロボットとは、人工知能によって行動決定できるロボット（人工知能とは認識能力・学習能力・抽象的思考能力・環境適応能力などを人工的に実現したものである）
プレイバックロボット	0118	台			プレイバックロボットとは、順序、条件、位置及びその他の情報を教示し、その情報に従って繰り返し作業を行えるロボット
数値制御ロボット	0119	台			数値制御ロボットとは、ロボットを動かすことなく、順序、条件、位置及びその他の情報を数値、言語などにより教示し、その情報に従って作業を行えるロボット
部品・付帯装置	0120				付帯装置とは、ロボット専用の補助装置及びロボット用コンピュータをいい、専用の補助装置とは産業用ロボットを工程に導入することにより、専用に新たに設置が必要となった補助装置である（ワークボジショナ、イースターフェス装置、同期装置、ロボット走行装置、対人・対物安全装置、ロボット操作表示盤等）

2090 動力伝導装置

固定比減速機					自己消費を除く。
モータ付のもの	0101	台	kg		ギヤードモータ、チェーンモータ等
モータなしのもの	0102	台	kg		歯車減速機、チェーン減速機等
歯車（粉末や金製品を除く）					自己消費を除く。
平歯車	0103	個	kg		歯すじが軸に平行な直線である円筒歯車
はすば歯車	0104	個	kg		歯すじが軸に対して傾いている（つる巻状）円筒歯車（ヘリカル〈らせん状〉ギア）（はすば＝傾歯）
かさ歯車	0105	個	kg		交わる2軸間に運動を伝達する円すい形歯車（ベベル〈傾斜〉ギア）
その他の歯車	0106	個	kg		ウォームギヤ、スプロケット、ラック、内歯車、楕円歯車、セクタ歯車等
スチールチェーン	0107	m	kg		自己消費を除く。 動力伝導用（自動車エンジン用、二輪自動車用等）、コンベア用等

2100 農業用機械器具及び木材加工機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
農業用機械器具					
整地用機器及び付属品					
※ 動力耕うん機 (歩行用トラクタを含む)	0101	台			田畑を耕す機械で歩行用のもの
装輪式トラクタ					
※ 20 P S 未満	0102	台			ゴムタイヤの四輪を持つ、乗用自走式のトラクタで、 耕起作業、牽引作業等を行うもの。クローラ式も含む。 ただし、ショベルを装備したものは調査票番号2440の 動力付運搬車(ショベルトラック)で報告すること。 <small>プフェルデシユテルケ</small> 注：P Sは独語Pferdestärkeの略で、搭載エンジンの 馬力を意味し、英語のH P (horsepower)と同義語 (1 kW=1.36 P Sとして換算)
※ 20 P S 以上30 P S 未満	0103	台			
※ 30 P S 以上	0104	台			
動力耕うん機及び装輪式トラク タ用ロータリ・プラウ・すき・ ハロー	0105				
栽培用機器					
※ 田植機	0106	台			
管理用機器					
※ 動力噴霧機及び動力散粉機 (ミスト機・煙霧機を含む)	0107	台			
収穫調整用機器					
※ 刈払機 (芝刈機を除く)	0108	台			円盤、板型の刈刃のもので、棒状の手持ち部分と刈刃 を駆動する原動機を備えたもの。 動力源は、空冷ガソリンエンジン。山林の雑草、さとう きびの刈取り用等
※ コンバイン (刈取脱穀結合機)	0109	台			
※ 粃すり機	0110	台			
※ 農業用乾燥機	0111	台			農作物を熱風等で乾燥させ貯蔵できるようにするた めのもの。しいたけ、たばこ、海産物などの乾燥機を 含む。
木材加工機械					
※ 木工機械及び製材機械	0112	台			かんな盤、のこ盤、ほぞ取り盤、プレカット機械、ボー ル盤、サンダ、接着・接合機械、鉋刃研削盤、角のみ 盤、ルータ、面取盤、帯のこ盤、送材車、丸のこ盤、 搬送装置等 チップ製造機械 (チップ) は含めない。 携帯用で本体重量30kg以下の工具 (電池式のものを含 む) は調査票番号2280の電動工具で報告すること。
※ 合板機械 (繊維板機械を含む)	0113	台			ベニヤレース、プレス、サンダ、ドライヤ、グルース プレッタ、クリッパ、スタレーパ、スライサ、単板乾 燥装置、単板接合機等

2110 金属工作機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
旋盤					N C 旋盤
数値制御旋盤 (ターニングセンタを含む)					
※ 立て形	0101	台	t		主軸の向きが垂直のもの
※ 横 形	0102	台	t		主軸の向きが水平のもの
※ その他の旋盤	0103	台	t		数値制御式以外のもの 普通旋盤（自動形・ならい装置付普通旋盤を含む）、 切落し旋盤、ならい装置付旋盤、工具旋盤、二番取旋盤、 ロール旋盤を含む自動旋盤、チャック作業用自動旋盤、 多軸自動旋盤（棒材作業用自動旋盤を含む。）、 自動ならい旋盤、卓上旋盤、タレット旋盤、立て旋盤、 多刃旋盤、正面旋盤、ねじ切り旋盤、中ぐり旋盤、鉄道車 両用旋盤、クランク軸旋盤、クランクピン旋盤、カム軸旋盤、 親ねじ旋盤等
研削盤					N C 研削盤
数値制御研削盤					
※ 円筒研削盤	0104	台	t		砥石車の回転運動と工作物の回転送り運動により加工を行うもの。 万能研削盤、ロール研削盤、アンギュラスライド研削盤を含む。
※ 平面研削盤	0105	台	t		砥石車の回転運動とテーブル（工作物）の送り運動により加工を行うもの
※ その他の数値制御研削盤	0106	台	t		
※ その他の研削盤	0107	台	t		内面研削盤（内面端面研削盤を含む。）、平面研削盤（ 対向二軸研削盤及びベッド研削盤を含む）、心なし研削盤、 円筒研削盤（普通形、ロール研削盤、万能研削盤）、 工具研削盤（万能工具研削盤を含む。）、ならい研削盤、 卓上研削盤、ねじ研削盤、ジグ研削盤、クランク軸研削盤、 カム研削盤、軸受溝研削盤、スプライン研削盤、センタ穴研削盤等
歯切り盤及び歯車仕上げ機械					
※ 数値制御歯切り盤及び歯車仕上げ機械	0108	台	t		N C 歯切り盤及び歯車仕上げ機械
※ その他の歯切り盤及び歯車仕上げ機械	0109	台	t		ホブ盤、かさ歯車歯切り盤、ラック歯切り盤、歯割り盤、 歯車形削り盤、歯車研削盤、歯車シェーピング盤、歯車ラップ盤、 歯車ホーニング盤、歯車バニッシュ盤、歯車面取り盤、 歯車バリ取り盤等
専用機					特定の工作物を加工するために作られた機械で、他の工作物の加工にそのままの状態 で転用することが困難な工作機械
※ 数値制御専用機	0110	台	t		N C 専用機
※ その他の専用機	0111	台	t		
マシニングセンタ					数値制御式であって、工具の自動交換装置を備え、穴あけ、中ぐり、 フライス削り等の加工ができる複合工作機械
立て形					
※ 前後ストローク500mm未満	0112	台	t		Y軸のストロークが500mm未満のもの
※ 前後ストローク500mm以上	0113	台	t		Y軸のストロークが500mm以上のもの

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
横 形					
※ テーブルサイズ500mm未満	0114	台	t		長手方向が500mm未満のもの
※ テーブルサイズ500mm以上	0115	台	t		長手方向が500mm以上のもの
※ その他のマシニングセンタ (立て・横兼用形、門形)	0116	台	t		立て・横兼用形、門形等
その他の金属工作機械					
※ 数値制御ボール盤	0117	台	t		NCボール盤
※ 数値制御中ぐり盤	0118	台	t		NC中ぐり盤
※ 数値制御フライス盤	0119	台	t		NCフライス盤
※ 数値制御放電加工機	0120	台	t		NC放電加工機 総型を電極としたもの、ワイヤ電極を使用したもの
※ その他の数値制御工作機械	0121	台	t		上記分類のいずれにも属さない「数値制御式」
※ 他に分類されない工作機械	0122	台	t		上記分類のいずれにも属さない金属工作機械 数値制御式でないボール盤 ラジアルボール盤(万能形、移動形、可搬形、壁掛形を含む)、多軸ボール盤、卓上ボール盤(卓上ラジアル形、卓上多軸形を含む)、直立ボール盤、深穴ボール盤、横形ボール盤(ねじ立てボール盤を含む。)等 数値制御式でない中ぐり盤 横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、精密中ぐり盤、気筒中ぐり盤等 数値制御式でないフライス盤 ベッド形フライス盤(プラノミラーを除く。)、ひざ形フライス盤(立て形、横形、万能形(テーブル旋回形及び主軸頭二重旋回形))、ならいフライス盤(型彫り盤、彫刻盤を含む。)、プラノミラー、ねじ切りフライス盤、卓上フライス盤、スプラインフライス盤、キーマゾフライス盤、工具フライス盤、万能工具フライス盤等 数値制御式でない放電加工機 ブローチ盤、心立て盤、バフ盤、ポリシング盤、電解加工機、超音波加工機、電子ビーム加工機及びレーザー加工機等

2120 金属加工機械及び鑄造装置

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
金属加工機械					
金属一次製品製造機械					金属一次製品：板鋼、条鋼（H型鋼、棒鋼）等
圧延機械					
圧延機械 （本体又は一式のもの）及び 同付属装置 （シャワーはせん断機に含む）	0101	台	t		金属材料に圧力を加え、板、レール、管、棒状などに引き伸ばす成形加工を行うもの及び付属装置。分塊圧延機、鋼片圧延機、条鋼圧延機、ロールプレス、ブッシュャー、巻取機、移動装置等
圧延機械の部品 （ロールを除く）	0102				自己消費を除く。
鉄鋼用ロール					
※ 鋳鉄製及び鋳鋼製	0103	本	t		サンドロール、チルドロール、グレンロール等及び普通鋳鋼ロール、特殊鋳鋼ロール、アダマイトロール等
※ 鍛鋼製	0104	本	t		普通鍛鋼ロール、特殊鍛鋼ロール、調質ロール等
第二次金属加工機械					
※ ベンディングマシン （矯正機を含む）	0105	台	t		ベンディングロール、ロールレベラ、成形ロール、形材・丸棒・管用ベンディングマシン、パイプフランジング、パイプエキスパンディングロール、パーストレーナ等
※ 液圧プレス（リベッティングマシンを含み、プラスチック加工用のものを除く）	0106	台	t		プラスチック加工用は調査票番号2040のプラスチック加工機械で報告すること。
※ 数値制御式 （液圧プレス内数）	0107	台	t		
機械プレス					プレスブレーキを含み、人力プレス（フットプレス）を除く。
※ 100 t 未満	0108	台	t		加圧能力が100 t 未満のもの
※ 100 t 以上500 t 未満	0109	台	t		" 100 t 以上500 t 未満のもの
※ 500 t 以上	0110	台	t		" 500 t 以上のもの
※ 数値制御式 （機械プレス内数）	0111	台	t		
※ せん断機	0112	台	t		シャワー
※ 鍛造機械	0113	台	t		ハンマ、ヘッダ、アプセッタ、リベッタ、製釘機等
※ ワイヤーフォーミングマシン	0114	台	t		ストランドイングマシン、ツイステイングマシン、ブレイディングマシン、コイルワインディングマシン、スプリングワインディングマシン、金網製造機械等
鑄造装置					
ダイカストマシン	0115	台	t		
鑄型機械	0116	台	t		シェルモールドイングマシン、サンドランマ、サンドスリング、型抜機、中子整形機、反転中子整形機等
砂処理・製品処理機械及び装置	0117	台	t		乾燥機、分離機、混練機、エヤレータ等及びノックアウトマシン、シェーカ、ブラスト、タンブラ等

2140 食料品加工機械、包装機械及び荷造機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
食料品加工機械（手動のものを除く）					
穀物処理機械					
※ 精米麦機械	0101	台			米又は麦をもみ殻から精白するまでの工程に使用する機械及び装置で、きねつきは除く。 粃すり機は調査票番号2100の農業用機械器具で報告すること。
※ 製パン・製菓機械	0102	台			焼窯を含む。
※ 醸造用機械（酒類・しょう油・味噌用に限る）	0103	台			日本酒、ビール、ウイスキー、しょう油、味噌等製造用機械及び装置 「びん詰機械及びびかん詰機械」は0109、0110
※ 牛乳加工・乳製品製造用機械	0104	台			飲用牛乳加工機械及び装置 練乳、粉乳、バター、チーズ、アイスクリーム等を製造する機械及び装置 「びん詰機械及びびかん詰機械」は0109、0110
※ 肉類・水産加工機械	0105	台			肉ひき機、ハム、ソーセージ製造機械、肉切機械、と畜場用機械、魚肉採取機、練製品製造機、成形機等
包装機械及び荷造機械（手動のものを除く）					
個装・内装機械					
※ 製袋充てん機	0106	台			
※ 容器成形充てん機	0107	台			熱可塑性樹脂を加熱成形し、内容物を充てんし、封かんする機械
※ 上包機（収縮包装機・ストレッチ包装機を含む）	0108	台			フィルムによる上包み装置と加熱（熱風）炉からなり、熱収縮性フィルムで商品を包んでシールし、加熱して被覆フィルムを収縮させるもの
※ びん詰機械（洗びん機、殺菌機等を含む）	0109	台			
※ その他の個装・内装機械	0110	台			充てん機、袋詰機、ラベル貼機、ガス封入包装機、小箱詰め機、かん詰機械（真空倦縮機、殺菌機等を含む。）、真空包装機、シール機等
外装・荷造機械					
※ バンド掛け機	0111	台			
※ ケース詰機	0112	台			
※ その他の外装・荷造機械	0113	台			ひも掛け機、ケースのり付機、テープ貼機、ケース解梱機、ボクサ、くぎ打機等

2160 事務用機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
複写機（ジアゾ式等を除く）					一定の原稿を複写することを主用途とし、かつ、大量コピー機能を有するもの
※ デジタル機	0101	台			画像をCCD（電荷結合素子）でとらえ、電気信号の強弱に変換し、電気信号に変換されたイメージデータをレーザービームの照射によって画像処理し、出力するもの
※ フルカラー機	0102	台			デジタル式であり、かつ、三原色以上を使用して原稿と同様の色彩画を出力するもの
金銭登録機					
※ システム式（端末機としての機能を有するもの）	0103	台			金銭出納及び商品管理機能を有するもの 据え付け型のPOSを含む

2170 ミシン及び繊維機械

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
ミシン					
※ 家庭用ミシン	0101	台			一般家庭用として用いられるミシンを総称していう。一般的には、制御方法の違いにより①足踏み式ミシン（現在はほとんど生産されていない。）、②電気（電動・電子）ミシン、③コンピューターミシン等に分けられ、小型ヘリ縫ミシンが含まれる。
工業用ミシン					
※ 一本針直線本縫 （織物縫用・ニット縫用に限る）	0102	台			
※ ヘリ縫 （織物縫用・ニット縫用に限る）	0103	台			定格消費電力100W以上、 回転数2000回針/分以上のもの
※ その他の工業用ミシン	0104	台			千鳥縫、複列縫、サイクル縫、飾り縫、すくい縫、その他の織物縫用・ニット縫用 皮革縫（擬革縫用を含む。） 紙、麻、綿等の袋縫用ミシン等
繊維機械					
化学繊維機械	0105	台			仮より機、紡糸機、切断機、乾燥機、精練機、延伸ねん糸機等の化学繊維糸製造機械
紡績機械	0106	台			混打綿機、カード、精紡機、前紡機（コマ、練条機等）、粗紡機（始紡機、間紡機、練紡機、単紡機等）、直紡機等 絹紡機、麻紡機、合繊コンバータ、カード、精紡機（開毛機、給毛機、調合機、洗毛機、化炭機、反毛機、整条機等）、粗紡機
準備機械 （糸巻機・その他の準備機械）	0107	台			糸巻機（かせ機、合糸機を含む。）、ねん糸機、糸毛羽焼機、整経機、たて糸糊付、乾燥機、かせ糸糊付機、たて糸継ぎ機
織機	0108	台			エアジェットルーム、ウォータージェットルーム、レピア織機、麻織機、特殊織機（テープ織機、ピロード織機、リボン織機、帆布織機、タオル織機等）
編組機械	0109	台			ニットよこ編機、ニット丸編機、手袋編機を含む。 平編機、ゴム編機、両面機、吊編機等 レース機、レース刺しゅう機、トーションレース機、製網機、製紐機、漁網機、トリコット機、ラッセル機、ミラニーズ機等
染色仕上機械	0110	台			染色機、なっ染機（ジグガー機、枠染め機、連続染色機、ビーム染色機、糸染め機等） 精練漂白機（毛焼機、高圧キヤー、連続式精練漂白機、シルケット機、絞り機等）、水洗・乾燥機、普通仕上機械（カレンダー、整反機、霧吹き機、ブラッシング機等）、特殊仕上機（防収縮加工機、コーティング機、ラミネーティング機、ディッピング機等）、毛織物仕上機械（煮絨機、縮絨機、蒸絨機、洗絨機、揉布機、ロータリープレス、ペーパープレス等）、幅出機（普通幅出機、幅出乾燥機、糊付幅出乾燥機）、起毛及び剪毛機、ヒートセッター、樹脂加工機等
その他の繊維機械	0111	台			不織布製造機械、フロッキングマシン、キルティングマシン、ベアリングプレス、玉締機、製綿機及び繰綿機、精織機、ドビー、ジャカード、蚕糸機械等

2180 冷凍機及び冷凍機応用製品

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
冷凍機					冷凍機応用製品に組み込まれるもののほか、電気冷蔵庫、自動販売機等に組み込まれるすべての冷凍機を含む。 注：品目番号0101～0104、0108～0109の「kW」は、圧縮機の所要動力（電動機で駆動するものはその呼称能力）をいう。
圧縮機（電動機付を含む）					コンプレッサー。低温・低圧の冷媒ガスを高温・高圧の冷媒ガスに変化させ、送り出すもので、電動機と一体にしたものを含む。
一般冷凍空調用					主に往復動式、ロータリー式、スクロール式、スクリュュー式がある。 品目番号0101～0104
※ 0.4kW未満	0101	台			
※ 0.4kW以上0.75kW未満	0102	台			
※ 0.75kW以上7.5kW未満	0103	台			
※ 7.5kW以上	0104	台			
※ 乗用車エアコン用 （トラック用を含む）	0105	台			乗用車、トラック運転席用のエアコンディショナに用いる圧縮機で形式は問わない。
※ 遠心式冷凍機	0106	台			ターボ冷凍機と呼ばれ、回転翼に生ずる遠心力を利用して冷媒ガスを圧縮するもので、大規模な冷却用や空調用として使われる。
※ 吸収式冷凍機（冷温水機を含む）	0107	台			吸収剤による冷媒の吸収作用を利用した冷凍機で、温水機兼用のものを含む。
コンデンシングユニット					圧縮機、圧縮機用原動機、凝縮器などからなり、ガス冷媒を圧縮、凝縮して液冷媒とするもので、圧縮機の形式は問わない（但し、エアコン用は含まない。）。
※ 7.5kW未満	0108	台			
※ 7.5kW以上	0109	台			
冷凍機応用製品					
エアコンディショナ					圧縮機、室内側、室外側の熱交換器を1又は2以上のユニットに構成するかセットにしたもので、少なくとも直接冷房する機能を持つもの（ヒートポンプ、その他の方法により暖房の機能を兼ねるものを含む。）
電気により圧縮機を駆動するもの					
セパレート形					室内機と室外機が分離されているエアコンディショナで冷房用と冷暖房用（ヒートポンプ）がある。 注：品目番号0110～0115の「kW」は、冷房能力をいう。
室外ユニット					
※ 4.0kW以下	0110	台			
※ 4.0kW超7.1kW以下	0111	台			
※ 7.1kW超	0112	台			
室内ユニット					
※ 4.0kW以下	0113	台			
※ 4.0kW超7.1kW以下	0114	台			
※ 7.1kW超	0115	台			

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ シングルパッケージ形 (リモートコンデンサ形を含む) エンジンにより圧縮機を駆動するもの	0116	台			圧縮機、熱交換器、送風機などが一体形のエアコンディショナ(室外側熱交換器を別置としたリモートコンデンサ形を含む。) ガスをエネルギー源とするGHP(ガスヒートポンプエアコン)や灯油をエネルギー源とするKHP(クロシンヒートポンプエアコン)等がある。
※ 室外ユニット	0117	台			
※ 室内ユニット	0118	台			
輸送機械用					
※ 乗用車用(トラック用を含む)	0119	台			乗用車用及びトラックの運転席用のエアコンディショナ 主要構成部分がセットとなったものを原則とするが、蒸発器、送風機をユニットとしたクーリングユニットを指標として代表させてもよい。
※ その他の輸送機械用 (列車・バス・航空機用等) 冷凍・冷蔵ショーケース	0120	台			飲食品などを低温度に冷却し、陳列、販売用等に用いるケース
※ 冷凍機内蔵形	0121	台			生鮮食品、冷凍食品、清涼飲料、アイスクリームなどを保存するためのショーケースで、冷凍機を内蔵しているもの
※ 冷凍機別置形	0122	台			冷凍機(コンデンシングユニット)を別に設置し、冷媒配管で接続して使用するもので、冷凍機は含まない。
※ フリーザ(業務用冷凍庫を含む)	0123	台			
※ 除湿機	0124	台			コンプレッサー方式のもので、ゼオライト方式は含まない。
※ 製氷機	0125	台			
※ チリングユニット (ヒートポンプ式を含む) 冷凍・冷蔵ユニット	0126	台			液体を冷却する装置で、圧縮機、凝縮器、蒸発器等を一つに組み込んだユニット 冷凍・冷蔵用の冷却器、冷凍機等を一体のユニット又はセパレート形のセットとしたもの
※ 輸送機械用	0127	台			自動車、貨車、船舶、コンテナ、航空機用等
※ その他の冷凍・冷蔵ユニット 補器	0128	台			プレハブ冷蔵庫等一般冷凍・冷蔵設備用
※ ファンコイルユニット	0129	台			送風機(電動機と連動)、冷水・温水熱交換器とコントロールスイッチを一つのキャビネットに収めたもので、冷暖房する室内に設置し、熱源機から送られてくる冷温水を使い冷暖房をするもの(暖房専用のユニットヒーター、ファンコンベクター等は含まない。)
※ エアハンドリングユニット	0130	台			冷温水や蒸気を熱源として、冷暖房、除じん、除湿、加湿等の機能を備えた空気調和機
※ 冷凍・空調用冷却塔	0131	台			凝縮器用冷却水や工業用冷却水を冷却するもの

2190 業務用サービス機器

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※自動販売機	0101	台			<p>自動的に物品（飲食料品、たばこなど）を販売する機械装置をいう。なお、ホストコンピュータなどと連動して商品管理機能を有するものも含む。</p> <p>飲料用自動販売機 清涼飲料、アルコール飲料、乳飲料用等</p> <p>たばこ自動販売機</p> <p>切符自動販売機 鉄道用乗車券、入場券、食券用等。 勝馬投票券などの発券機は含まない。</p> <p>その他の自動販売機 食品、切手、薬品、新聞、雑誌、文具、衣料品、化粧品、衛生用品、日用品、雑貨用品、カード、パチンコ玉、乾電池、玩具用等</p>
※自動改札機・自動入場機	0102	台			
※業務用洗濯機	0103	台			<p>クリーニング店等に設置するもの（ランドリ用、ドライクリーニング用等） コイン洗濯機は調査票番号2310の電気洗濯機で報告すること。</p>
自動車用洗淨機器	0104	台			<p>自動車整備工場などに設置するパーツクリーナ、カーワッシャ、スチームクリーナ、洗車装置等</p>

2200 軸受、軸受メタル及びブッシュ

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
軸受					あらゆる機械の回転部分の回転時の摩擦を軽減するための部品（ベアリング）
玉軸受（軸受ユニット用を除く）					回転体として玉を用いた軸受
※ ラジアル玉軸受	0101	千個	t		回転体として玉を用い主としてラジアル荷重を受ける軸受で、深みぞ形、カウタポア形、アンギュラ形、自動調心形等
※ その他の玉軸受	0102	千個	t		スラスト玉軸受、直線運動玉軸受、複合玉軸受、ピボット玉軸受、クラッチリリース玉軸受、キングピン玉軸受、水ポンプ用玉軸受等
ころ軸受（軸受ユニット用を除く）					回転体としてころを用いた軸受
※ 円筒ころ軸受	0103	千個	t		円筒形のころを用いた軸受（棒状ころ軸受を含む。）
※ 円錐ころ軸受	0104	千個	t		円錐形のころを用いた軸受
※ 球面ころ軸受	0105	千個	t		たる形のころを用いた軸受（自動調心ころ軸受）
※ 針状ころ軸受	0106	千個	t		針状形のころを用いた軸受 シェル形、ソリッド形、ケージ&ローラ形、カムフォロア式等
※ その他のころ軸受	0107	千個	t		たわみころ軸受、つづみ形ころ軸受、複合ころ軸受、ガジョンピンころ軸受、ロッドエンドころ軸受等
※ 軸受ユニット	0108	千個	t		外輪外径が特殊な形状の軸受を軸受箱に組入れたピロー形ユニット、角フランジ形ユニット、丸フランジ形ユニット、菱フランジ形ユニット、テークアップ形ユニット、カートリッジ形ユニット等
軸受メタル	0109	千個			玉やころを使用せず軸との間で摩擦を軽減する役割を果たす円筒型を半割にした形状のもの。自動車用（エンジンを含む。以下同じ。）、建設機械用、船舶用、その他（農業機械、工作機械、水力・火力などの発電設備等）に使われるもの。OA機器用は除く。）
ブッシュ	0110	千個			玉やころを使用せず軸との間で摩擦を軽減する役割を果たす円筒形状のもの（フランジ付を含む。）。自動車用（エンジンを含む。以下同じ。）、建設機械用、船舶用、その他（農業機械、工作機械、水力・火力などの発電設備、免震・制震装置等）に使われるもの。OA機器用は除く。）

2230 金 型

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
金型					数量を組数でとっており、上型・下型＝1組、雄型・雌型＝1組と数える。 新規材料から生産したもので、自家使用を含む。 一度使用した金型を素材として再び加工（切削）した再生品は除く。 金型製造における一部の部品のみの場合を含めず、完成品のみを対象とする。
プレス用金型	0101	組	kg		鋼板・非鉄金属板のプレス成形を行う際、プレス機械に取り付けて使用する金型。自動車用（ボディ、バンパー等）、電気製品用、一般雑貨用、家庭用品用等
鍛造用金型	0102	組	kg		ハンマーや鍛造用プレスに取り付けて、金属材料を加熱あるいは常温の状態では打撃又は加圧することにより形状どおりの成形品を作る金型。自動車用、建設機械部品用、産業機械部品用、作業工具用等
鋳造用金型	0103	組	kg		溶融した金属材料で形状どおりの成形品を作る金型。自動車用（エンジン、ブレーキ）、一般機械器具用（バルブ、コック等）等
ダイカスト用金型	0104	組	kg		ダイカストマシンに取り付け、金型の空洞中に溶融したアルミニウム・亜鉛合金等を高圧で注入し、形状どおりの成形品を作る金型。自動車用（小物部品）、電気器具部品用、光学機器用等
プラスチック用金型	0105	組	kg		合成樹脂材料を溶融又は、板状にして各種成形機により形状どおりの成形品を作る金型。自動車部品用、電気器具用、雑貨・文房具用等
ガラス用金型	0106	組	kg		ガラス材料を700℃前後の溶融状態にして、製ビン機等の成形機によって形状どおりの成形品を作る金型。ガラス器具用、電気器具用等
ゴム用金型	0107	組	kg		天然ゴム・合成ゴム等の材料を金型に挟んで、加熱・加工して成形品を作る金型。自動車タイヤ・チューブ・各部品用、履物用、工業用ゴム製品用等
粉末や金用金型	0108	組	kg		金属の粉末を上下の金型の中に入れて常温で加圧し、粒子を相互に密着させて、形状どおりの半成品をつくる。さらにこの半成品を焼結・焼成して成形品とする金型。機械部品用（歯車、軸受等）、工具用、自動車部品用

2240 機 械 工 具

特殊鋼切削工具					工具の材質は、特殊鋼（高速度鋼、合金工具鋼、炭素工具鋼、中空鋼等）に限られる。
※ ドリル（木工用を除く）	0101	個			穴あけ用の工具。ストレートシャンクドリル、テーパシャンクドリル、センター穴ドリル、テーパースケヤシャンクドリル、多溝ドリル等
※ ミーリングカッタ	0102	個			平フライス、正面フライス、側フライス等
※ ギヤカッタ （ねじフライスを含む）	0103	個			歯車などの歯溝を切削する工具。歯車用ホブ、成形歯切カッタ、創成歯切カッタ等
※ ブローチ	0104	個			荒刃と仕上刃とを組み合わせた多数の切れ刃を寸法順に配列した工具。むくブローチ、組立ブローチ、植刃ブローチ等
※ タップ・ダイス 〔ハンドタップ、ドリルタップ、 パイプタップを含む〕	0105	個			ねじ切り（加工）工具。タップは雌（め）ねじ加工、ダイスは雄（お）ねじ加工に用いる。

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ リーマ・バイト	0106	個			リーマ：穴面仕上げ用工具 バイト：シャンク、ボディの端に切れ刃を持つ工具 リーマはハンドリーマを含み、バイトは自家使用を除き完成バイト、付刃バイト、精密バイト等を含む。
ダイヤモンド工具					ダイヤモンドの原石またはダイヤモンドの粉末を結合剤で固め焼成した焼結体を取り付けた工具で各種高硬度物質の切削、研削、切断、線引等に用いる。焼結体を含む。
※ ダイヤモンドドレッサ	0107	個			
※ グライディングホイール	0108	個			
※ カuttingソー	0109	個			
※ セグメント工具	0110	個			
※ ダイヤモンド切削工具 〔バイト、カッタ、リーマ、ドリル、フライス、エンドミル等〕	0111	個			
※ その他のダイヤモンド工具 〔ダイヤモンドビット、ダイヤモンドダイス、ガラス切、かたさ試験機用圧子、ポイント等〕	0112	個			その他の切削工具及び耐摩耗工具等
※ C(W)BN工具	0113	個			鉄系の高硬度物質の研削、切削等の加工に用いる。焼結体を含む。 C(W)BN：立方晶（またはウルツ鉱型）窒化ホウ素はホウ素と窒素の化合物でダイヤモンドに次ぐ硬さを持つ。
超硬工具					超硬合金製のチップを刃先部分や塑性加工、岩石切削用として作用面に使用した工具
※ 超硬バイト（自家使用を除く）	0114	個			
※ 超硬カッタ（自家使用を除く）	0115	個			
※ 超硬ドリル（自家使用を除く）	0116	個			
※ 超硬エンドミル（自家使用を除く）	0117	個			
※ その他の超硬工具 〔自家使用を除く ダイス、ロックビット、リーマ、レースセンター、オーガビット、コールカッタービット、コールビット、コアビット等〕	0118	個			
※ 超硬チップ（ボールペン用及びスパイク用を除く）	0121	個	kg		総チップをいい、ボールペン用及びスパイク用を除いた焼結合金チップ生産量
※ 超硬サーメットチップ（ボールペン用及びスパイク用を除く）	0122	個	kg		〃

2280 回転電気機械（航空機用のものを除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
直流機（一般用・車両用）	0101	台		kW	直流発電機及び直流電動機 独立した励磁機、回転増幅機、電気動力計等を含む。 共通軸の電動発電機は除く。
交流発電機					内燃機関の電装品を除く。 同期・非同期（誘導）発電機を含む。
一般用蒸気タービン発電機	0102	台		kVA	蒸気タービンを原動機とする交流発電機である。
一般用ガスタービン発電機	0103	台		kVA	ガスタービンを原動機とする交流発電機である。
一般用エンジン発電機					本体部分のみ。車両搭載用を含む。 ディーゼル・ガソリン機関等の往復動機関を駆動原動機とする。
3kVA以下	0104	台		kVA	
3kVAをこえ10kVA以下	0105	台		kVA	
10kVAをこえ200kVA以下	0106	台		kVA	
200kVAをこえるもの	0107	台		kVA	
水車及びその他の交流発電機	0108	台		kVA	水車（可逆式を含む。） タービン、エンジン以外の原動力（例えば潮力、波力、風力等）により駆動される発電機、及び高周波、正弦波、多周波発電機、通信用交流発電機、交流励磁機、船用タービン・エンジン発電機
電動機					電動工具、電気時計用を除く。
交流電動機					
※ 単相誘導電動機 （非標準は70W以上）	0109	台		kW	「変速電動機」は0118で報告すること。
※ 標準三相誘導電動機	0110	台		kW	低圧のかご形で次に掲げる市販性のある標準規格品のものをいう。 一般用の保護形では2極0.75kW～11kW、4極と6極の0.75kW～37kW及び同形の全閉形では2極0.2kW～11kW、4極0.2kW～37kW、6極0.4kW～37kW、フランジ形の保護形では2極と4極と6極の1.5kW～11kW及び同形の全閉形では2極と4極の0.2kW～11kWと6極0.4kW～11kWのもの
非標準三相誘導電動機 （70W以上）					ビルトイン、水中、振動、変減速用、極数変換、ブレーキ、防爆、船用、車両用、紡織などを含む。「変速電動機」は0118で報告すること。
11kW以下	0111	台		kW	
11kWをこえ37kW以下	0112	台		kW	
37kWをこえ75kW以下	0113	台		kW	
75kWをこえ1000kW以下	0114	台		kW	
1000kWをこえるもの	0115	台		kW	
PMモータ（70W以上）					
自動車用	0116	台		kW	駆動用
その他	0117	台		kW	上記以外
その他の交流電動機（70W以上）	0118	台		kW	同期電動機（PMモータを除く。）、変速電動機、整流子電動機、クラッチ電動機等

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
サーボモータ	0119	台			制御量（方向、位置）の任意の変化に追従するように構成された検出器付きモータ
小形電動機（70W未満）					玩具用、時計用を除き、標準誘導電動機、家庭ミシン用電動機、クラッチ電動機以外の70W未満の直流及び交流電動機をいい、交直両用電動機を含む。自動車部品等の始動電動機（スタータ）は、調査票番号2410の内燃機関電装品で報告すること。
小形直流電動機	0120	台			
小形交流電動機	0121	台			
ステッピングモータ	0122	台			
その他の小形電動機	0123	台			交直両用電動機、シンクロ電動機（セルシンモータ）等
超小形電動機 （入力3W以下のもの）	0124	台			マイクロモータをいう（定格負荷で300時間以上の連続使用が可能のもの）
電動機一体機器					製品と電動機が不可分の一体となっているものをいう。
※ 電気ホイスト	0125	台			ワイヤーロープを使用するものチェーンブロック（電動式も含む。）は、調査票番号2080の運搬機械で報告すること。
※ 電気ブロワ	0126	台			共通軸の三相のものに限る。（単相の換気扇は調査票番号2310の民生用電気機械器具で報告すること。）
電動工具					携帯用で本体重量が30kg以下のもの（電池式のものを含む。）
※ 電気グラインダ	0127	台			携帯用電気グラインダ、卓上・床上・ツールポストグラインダ、アングルプレートグラインダ等
※ 電気ドリル	0128	台			電池式ものを除く。
※ 電池式ドリル及びドライバ	0129	台			
※ 電気のかぎり	0130	台			バンドソ、チェンソ、ジグソ、丸のこ、その他の電気のかぎり
※ その他の電動工具	0131	台			電気サンダ（電気ポリシャを含む。）、電気かんな、ナットランナ、スクリュードライバ、タッパ、ハンドシャ、角のみ、電動木工具セット等

2290 静止電気機械器具（航空機用のものを除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
変圧器（電子機器に組込まれるものを除く）					
標準変圧器					容量が単相10kVA以上500kVA以下、及び三相20kVA以上2000kVA以下で、一次側600Vを超え7000V以下、二次側100V以上600V以下の配電用変圧器
油入り変圧器					配電用変圧器で電気絶縁油を使用するもの
※ 電力会社向	0101	台		kVA	9 電力会社及び沖縄電力会社向け（電力規格で定められたもの）
※ 電力会社向以外	0102	台		kVA	電力会社向け以外 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の特定機器に該当する油入り変圧器
※ モールド変圧器	0103	台		kVA	配電用変圧器で樹脂にて電気絶縁をするもの（電気絶縁油を使用しないもの） 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の特定機器に該当するモールド変圧器
非標準変圧器					電気炉用、整流器用、負荷時タップ切換形変圧器、昇圧器、単巻変圧器、乾式変圧器、絶縁変圧器及び防爆形のもの 電力規格及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の特定機器に該当しない変圧器
油入り変圧器					
2,000kVA以下	0104	台		kVA	
2,001kVA以上10,000kVA未満	0105	台		kVA	
10,000kVA以上100,000kVA未満	0106	台		kVA	
100,000kVA以上	0107	台		kVA	
乾式変圧器					配電用変圧器で電気絶縁油を使用しないもの
モールド変圧器					エポキシ樹脂で作られた容量10kVA以上のもの 「容量10kVA未満」は0110で報告すること。
2,000kVA以下	0108	台		kVA	
2,001kVA以上	0109	台		kVA	
その他の乾式変圧器	0110	台		kVA	絶縁材料としてマイカ、ガラス繊維、ガス等を、接着材とともに使用した変圧器及びモールドの10kVA未満の変圧器
特殊用途変圧器	0111	台			送配電用ではなく特別な用途向けに作られた変圧器 ネオン変圧器、水銀ランプ用変圧器、化成用、試験用変圧器、励磁、尖頭波、飽和、コトレル用変圧器、スライダック及び定電流変圧器等
計器用変成器	0112	台			計器用変圧器（P・T）、計器用変流器（C・T）、変圧変流器、直流変成器等
電力変換装置					
系統用・一般負荷用電力変換装置					
無停電電源装置	0113	式			
系統用・その他の一般負荷用電力変換装置	0114	式			系統用電力変換装置（電力会社使用の変換装置）、整流装置、高周波電源装置等（サイリスタ使用のものを含む。）

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
電動機駆動用変換装置					
インバータ					
はん（汎）用インバータ	0115	式			入力電圧600V以下、出力100kVA以下の電圧形インバータ（ベクトル制御、すべり周波数制御方式は除く。）
その他のインバータ	0116	式			はん（汎）用インバータ（0115）以外のもの
サーボアンプ	0117	台			サーボモータ専用のアンプ
その他の電動機駆動用変換装置	0118	式			インバータ方式以外のもの
コンデンサ （電子機器用のものを除く）					「電子機器用」のものは調査票番号2350の電子部品で報告すること。
特別高圧・高圧電力用	0119	台		kVA	特別高圧は7000V以上、高圧は600V以上
低圧電力用・機器用	0120	台			600V未満のもの 電気炉用、サージアブソーバ用、電圧変成器用、コンデンサ電動機用を含む。 機器用はエアコン用、洗濯機用、電子レンジ用、水銀灯用、けい光灯用を含む。
避雷装置	0121	台			避雷器の他、放電器、放出保護筒、放電電流記録又は測定用品、衝撃電圧測定装置、中性点接地抵抗器を含む。
リアクトル	0122	台			消弧・限流リアクトル、そく流線輪・ろ波・分路・直列・陽極リアクトルを含む。
電気炉	0123	基		kW	炉体（炉体に取り付けられた付属品を含む。） 乾燥炉、塩溶炉、アーク炉、誘導炉、精練炉等を含む。
電気溶接機					
アーク溶接機					
標準自動アーク溶接機	0124	台			各種半自動アーク溶接機、スタッド溶接機等を含む。
その他のアーク溶接機	0125	台			回転式アーク溶接機（エンジン式又は電動発電機式のもの（アルゴンアークTIG手溶接機、アークスポット溶接機等を含む。））、直流アーク溶接機、交流アーク溶接機、特殊アーク溶接機を含む。
抵抗溶接機	0126	台			標準抵抗溶接機、特殊抵抗溶接機

2300 開閉制御装置（航空機用のものを除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
開閉制御装置					
密閉形ガス絶縁開閉装置	0101	式			六フッ化硫黄等の絶縁ガスを充填した容器に、遮断器・断路器等を収納・密閉した配電設備 母線は含まない。半密閉形を含む。
閉鎖形配電装置					
特別高圧・高圧配電盤	0102	面			遮断器・断路器等を閉鎖した外箱に収納し、電動機等の開閉・保護機能を備えた配電装置 特別高圧・高圧用の配電装置。コンビネーションスタータ等 特別高圧とは、直流・交流共に7000V超、高圧とは、直流で750V超7000V以下、交流で600V超7000V以下をさす。
低圧配電盤	0103	面			低圧用の配電装置。コントロールセンター等 低圧とは、直流で750V以下、交流600V以下をさす。
分電盤					
産業用分電盤	0104	台			主幹給電線を複数の回路に分岐させ、その電気の入切を行う装置 工場、ビル等で使用することを目的として設計された分電盤
住宅用分電盤	0105	台			一般家庭等の電路引込口に設けることを目的として設計された分電盤
監視制御装置	0106	式			中央制御盤・電子計算機・現場制御盤・表示盤・監視用センサー等から構成され、受配電等の監視・制御を行う装置 電磁式・アナログ式・デジタル式を含む。
その他の開閉制御装置	0107	台			上記以外の開閉制御装置。油・固体絶縁配電装置。閉鎖型以外の配電盤等
開閉機器					
保護継電器	0108	台			発・変電機器等の保護を目的に、あらかじめ設定した電気量・物理量に応動して被害防止の為に適切な指令を発する機器 過電流継電器、過電圧継電器、地絡継電器、漏電保護リレー等
低圧開閉器・制御機器					
電磁開閉器	0109	台			電動機等の交・直回路を頻繁に開閉することを目的とし、電磁接触器と過負荷継電器を組み合わせた機器 コンダクター形電磁継電器、非可逆・可逆形電磁開閉器、電磁式スターデルタ始動器等
電磁リレー	0110	台			制御回路にあつて、他の機器からの電気信号を受けて電磁石により動作し、制御信号を他の機器に伝達・制御することを目的とした機器。電磁継電器、パワーリレー、ミニチュアリレーなどと呼ばれるヒンジ形リレー、有極リレー等。ただし、「通信機用」は調査票番号2350の接続部品で報告すること。
その他の制御リレー	0111	台			電磁リレー以外の制御リレー。電動機タイマ、電子式タイマ、遅延リレー、電子カウンタ、無接点リレー及び制御を目的とした温度リレー、湿度リレー等

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
プログラマブルコントローラ					リレー、タイマ、カウンタ等個々の部品が持つ機能を半導体ロジックによりコンパクトにまとめ、配線をプログラムに置きかえた制御装置
128点未満	0112	台			I/O点数128点未満のプログラマブルコントローラ
128点以上	0113	台			I/O点数128点以上のプログラマブルコントローラ
操作スイッチ	0114	個			手動操作によって装置あるいは機器に入力信号を与える制御用スイッチ。押ボタンスイッチ、カムスイッチ、トグルスイッチ等
検出スイッチ	0115	個			物理的現象が動作条件に達した際に、自動的に信号を発生する制御用スイッチ 液面スイッチ、近接スイッチ、光電スイッチ、制限開閉器、圧力開閉器等
マイクロスイッチ	0116	個			スナップアクション機構をもつ小形の検出用スイッチ。封入形マイクロスイッチ等
その他の低圧器具	0117	個			直入始動開閉器、スターデルタ始動器、クレーン用制御器、極数変換開閉器、ナイフスイッチ、ヒューズスイッチ、低圧ヒューズ、ソレノイド、表示灯、端子台等
高圧開閉器	0118	台			高圧用の開閉機器。高圧とは、直流で750V超7000V以下、交流で600V超7000V以下をさす。柱上開閉器、負荷開閉器、断路器、電力ヒューズ、高圧電磁接触器、真空接触器、ガス接触器を含む高圧電動機用制御機器等 「簡易キュービクル」は電圧により0102、0103で報告すること。
低圧遮断器					過電流・短絡電流等の回路異常時に回路を遮断する機能をもった低圧用装置
配線用遮断器	0119	台			過負荷及び短絡保護用の遮断器（主に工場、ビル、産業用）
漏電遮断器	0120	台			回路に漏電があった際に、これを検知して自動的に回路を遮断する機器 「漏電保護リレー」は0108で報告すること。
安全ブレーカ	0121	台			規定以上の電流が流れた際に回路を開くための遮断器。電流制御器を含む（主に住宅用）。
機器保護用及びその他の遮断器	0122	台			一般にサーキットプロテクタと称されているもの。気中遮断器、その他の低圧遮断器
高圧遮断器					
真空遮断器	0123	台			電路の遮断が高真空中で行われる遮断器
ガス遮断器	0124	台			六フッ化硫黄等の絶縁ガスを利用する遮断器
その他の高圧遮断器	0125	台			磁気遮断器、空気遮断器、油遮断器等
電磁クラッチ	0126	台			電磁作動により、同心軸上にある駆動側から被駆動側に動力を伝達・遮断する機器。電磁ブレーキを含む。

2310 民生用電気機械器具

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ 電気がま	0101	台			電気を用いて、炊飯、保温を行う機器 保温機能のみの製品は除く。
※ 食器洗い乾燥機	0102	台			食器類を自動的に洗浄する機器 卓上型、ビルトイン型ともに含む。食器洗い機能のみ の製品（乾燥機能なし）を含む。食器乾燥機能のみの 製品は除く。
※ 電気冷蔵庫	0103	台			冷媒の状態変化による気化熱又はペルチェ効果を用 いて食品の冷蔵・冷凍を行う機器 温冷庫、ホテル客室用等の一般仕様製品は含む。料理 店等で使用する業務仕様の製品、ワインセラー、ガス 冷蔵庫は除く。 冷凍庫機能のみ、輸送機械用の製品は調査票番号2180 の冷凍機及び冷凍応用製品で報告すること。
※ クッキングヒーター	0104	台			キッチンの一定の場所に設置して、電気を用いて調理 を行う機器 据え置き型、ビルトイン型ともに含む。業務仕様の製 品、電磁調理器や電気ホットプレート等の卓上調理 器、電気コンロは除く。
※ 換気扇	0105	台			モーターでファンを回転させ、屋外の新鮮な空気を取り 入れる機能、室内の汚れた空気を排出する機能、もし しくはその両方の機能を有する機器 熱交換型換気扇、脱臭機能付き、トイレ用、浴室用（乾 燥機能付きを含む。）、床下用、天井用等を含む。三 相で共通軸の製品は、調査票番号2280の回転電気機械 で報告すること。
※ 電気温水器	0106	台			タンク内の水を、電気ヒーターで沸き上げて貯湯し、 必要に応じて各蛇口から給湯を行う装置 ソーラー一体型を含む。ガス湯沸かし器を除く。
※ 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機	0107	台			大気熱及びコンプレッサーで高温にした自然冷媒を 用いて水を沸き揚げて貯湯し、給湯等を行う装置。H F C冷媒タイプの製品を含む。給湯機ユニットのみの ものは除く。
※ 家庭用電気井戸ポンプ	0108	台			一般家庭で必要とする程度の地下水を汲み上げるこ とを目的に設計された電気式の小型（出力1 k w以 下）揚水ポンプ
※ 電気洗濯機	0109	台			衣類等を洗浄・脱水する機器 ホテル、コインランドリー等に設置されるコイン式洗 濯機であっても、一般仕様の性能の製品は含む。ク リーニング店等で使用する業務仕様の製品は除く。 ポータブル洗濯機（いわゆるバケツ洗濯機等）は除く。
※ 電気掃除機	0110	台			ファンを高速回転させて中心部を真空に近い状態に して空気とともにゴミやホコリを集塵ケースに吸い 込む機器 店舗用の製品、充電式の製品、ハンディタイプ、ロボッ ト掃除機等を含む。ハンディタイプで消費電力200W 未満または電池式の製品は除く。
※ 温水洗浄便座	0111	台			排泄後に局部を温水で洗浄する機器 ホテル、事務所等に設置する一般仕様の製品を含む。 便器と一体型の製品は、陶磁器部分を金額評価より除 く。ポータブルタイプで電池式の製品は除く。
※ 電気かみそり	0112	個			電動によりひげ又は体毛を剃る機器 電池式、女性用の製品を含む。カーシェーバーを除く。
※ 電気マッサージ器具	0113	台			マッサージを行う電気機器 イス式、ベルト式、ベッド式等の製品を含む。電池式 の製品は除く。

2320 電球、配線及び電気照明器具

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
電 球					
白熱電球					
※ 自動車用電球	0101	千個			自動車又はこれに類する陸上車両に装着される照明用もしくは標識用の灯火器に組み込まれる白熱電球
※ ハロゲン電球	0102	千個			ハロゲン元素又はハロゲン化合物を封入した白熱電球（一般照明用、店舗・展示照明用、投光照明用、スタジオ用、舞台用・ビデオライト用、光学機器用、複写機用などを含む。） 「自動車用」は0101で報告すること。
※ その他の白熱電球	0103	千個			上記以外の白熱電球。〔例〕一般照明用電球、電子計算機、通信機器、工業計器、航空計器、時計用などガラス球の最大径が6mm未満の表示用及び特殊照明用の超小形電球（自動車用のものを除く。）、シャンデリア用電球、耐振電球、非常灯用電球、携帯電灯用電球、自転車用電球、鉱山安全灯用電球、ミシン用電球、信号用電球、表示用電球、航空用電球、集魚灯用電球、スタジオ用電球、映写用電球、投光器用電球、医療用電球、カーボン電球、管形電球、育雛用電球、装飾用電球、クリスマスツリー用電球、反射形電球（自動車用以外のシールドビーム形投光電球を含む。）、カーボンアーク灯は除く。
放電ランプ					
蛍光ランプ					
※ 直管形の20W	0104	千個			直管形で消費電力表示が20ワットの蛍光ランプ（省電力設計で20形18ワットと表示されているものも含む。）
※ 直管形の40W	0105	千個			直管形で消費電力表示が40ワットの蛍光ランプ（省電力設計で40形37ワット又は40形38ワットと表示されているものも含む。）
※ その他の蛍光ランプ	0106	千個			上記以外の蛍光ランプ。〔例〕直管形で上記以外の4W、8W、10W、15W、30W、80W、110Wなど及び環形の蛍光ランプ、瞬時起動形（スリムライン形）、電球形、半円形、U字形、ブラックライト、ケミカル蛍光灯、バックライトなどを含む。
※ H I Dランプ	0107	千個			水銀ランプ、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ
※ その他の放電ランプ	0108	千個			上記以外の放電ランプ。〔例〕殺菌ランプ、低圧ナトリウムランプ、キセノンランプ、写真用セン光放電管、ネオンサイン管、蛍光サイン管、ネオングローランプ（蛍光グローランプを含む。）、予熱始動形蛍光ランプの始動に用いられるグロースタータ（点灯管）等
L E Dランプ					
※ 電球形（直管を除く）	0109	千個			電球形のLEDランプ（直管形を除く。） LDA、LDR、LDC、LDT、LDG、LDF等
※ 直管	0110	千個			直管形のLEDランプ

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
配線器具					電気用品安全法の対象となる特定電気用品で<P S>マークを付したもの（主として屋内の配線に使用される器具）
※ 接続器（自己消費を除く）	0111	千個			屋内用ソケット、コンセント、プラグ、コードコネクタ、タップ、レセプタクル、アダプタ、ローゼット、クラスタ等
※ その他の配線器具 （自己消費を除く）	0112	千個			カットアウトスイッチ、開放ナイフスイッチ、カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器、タンブラースイッチ、中間スイッチ、リモートコントロールリレー、タイムスイッチ、ロータリースイッチ、押しボタンスイッチ等
電気照明器具					
※ 白熱灯器具	0113	千個			白熱電球を主光源とする照明器具 つり下げ形、じか付け形、埋込み形、スポットライトなどの一般照明用のもの 船用、車両用（自動車用を除く。）航空機用、防爆・防じん、医療用、漁業用（探照灯用を含む。）及び鉄道用等特殊の性状を有するもの
放電灯器具					
※ 蛍光灯器具（直管又は環形管を使用するもの）	0114	千個			蛍光ランプを主光源とする照明器具、直管形蛍光ランプを主光源とするもの 環形管蛍光ランプ（半円形、U字形の管を使用するものも含む。）を主光源とするもの
※ 高圧放電灯器具	0115	千個			水銀灯器具、ナトリウム灯器具及びメタルハライド灯器具など蛍光放電灯以外の放電灯器具。別置の安定器は調査票番号2290の変圧器で報告すること。
※ LED器具（自動車用を除く）	0116	千個			LEDを主光源とする照明器具
※ 自動車用器具 （二輪自動車用を含む）	0117	千個			ヘッドライト、テールライト、方向指示灯、車内灯などの自動車用（二輪自動車用を含む。）の照明器具

2330 通信機械器具及び無線応用装置

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※電話機	0101	台			<p>単体のもの 一般電話機・留守番電話機 一般電話機は、基本構成機能のもの及び各種付加機能（リダイヤル、オンフックダイヤル、短縮ダイヤル、切換・保留・拡声などの機能、簡易課金、防犯・防災用、インターホン接続、ラジオ等の機能）を内蔵した もの 留守番電話機は、基本構成に加え留守番機能を内蔵した もの 回転ダイヤル式、押しボタン式、アウトパルスダイヤル式等がある。</p> <p>コードレスホン（数量は1セット＝1台） 宅内の電話回線に接続される接続装置及び電話機能を持った電話端末で、その間が無線（コードレス）で接続される電話機。アナログ方式は子機間通話の出来ないものに限る。また、デジタルコードレスホンを含む。</p> <p>その他の電話機 公衆用、福祉用、道路用等</p>
電話応用装置					
※ ボタン電話装置	0102	台			電話回線を効率よく使用できる電話システム一式で、複数台の内線電話機を使用出来る内線電話は、少なくとも電話回線への発信／着信機能、内線相互通話機能、保留・転送機能を有する。子機間通話のできるアナログコードレスホン及び2局線以上のデジタルコードレスホンを含む。
※ インターホン	0103	式			拡声型、電話型、電話拡声型、搬送式等
交換機					
電子交換機	0104				回線交換機 公衆通信・構内通信（PBX）を行うもの
その他の交換機・付属装置	0105				自動式（クロスバ交換機、A型H型交換機、リレー式等）、手動式 付属装置（案内台、監督台、中継台、制御台等）
搬送装置					
デジタル伝送装置	0106	台			音声、画像、データ等の伝送信号を符号化し、時分割して多重化する端局装置及び中継装置（PCM）
その他の搬送装置・付属装置 （変復調装置を含む）	0107				アナログ伝送装置（同軸搬送、無線搬送等の端局装置及び中継装置） 電力線搬送装置、ケーブル搬送装置、CATV搬送装置、光伝送装置、付属装置（試験装置、盤架類等）、モデム

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
無線通信機器（衛星通信装置を含む）					
放送装置	0108	台			ラジオ放送装置 {送信機、スタジオ装置、中継装置、調整装置、磁気録音機、その他の付属装置等、（ただし、電源装置は除く。）} テレビジョン放送装置 {送信機、カメラ装置、中継装置、空中線系（鉄塔は除く。）}、走査装置、同期信号発生装置、磁気録音再生装置、分配増力器等}
無線通信装置					
固定通信装置（衛星・地上系）	0109	台			衛星通信装置 固定地点の地球局相互間が1または2以上の衛星局を使用して無線通信を行う装置（衛星を制御する地球局を含む。） 地上系通信装置 多重通信装置及び単一通信装置のうち固定されている送受信装置。マイクロ波通信装置、防災無線装置等
移動通信装置					
移動局通信装置					
陸上移動通信装置					
※ 携帯電話	0110	台			家庭用コードレス電話以外の無線電話機（スマートフォンを含む。）
※ その他の陸上移動通信装置	0111	台			上記以外の陸上移動通信装置。列車電話及び付属装置、小電力トランシーバ、ページャー（ポケットベルなど）、自動車電話など。複数の周波数を多数で共同利用する通話方式（MCA無線）
海上・航空移動通信装置	0112	台			船舶用通信装置、航空機用通信装置
基地局通信装置	0113	台			通信制御局（交換機等）と移動する端末（電話機等）とを中継する、電波の受発信設備
その他の無線通信装置	0114	台			市民用トランシーバ（27MHz） {市民バンドの周波数を使用する簡易な通信装置（ラジオ兼用機を含む。）} パーソナル無線装置（900MHz） {本体のみ（車載用、基地用、携帯用）} アマチュア用通信装置 {アマチュアバンドの周波数帯を使用する通信装置（固定局を含む。）}
無線応用装置					アンテナ部を含む。
レーダ装置	0115	台			船舶用レーダ、航空用レーダ {搭載用（地上用を含む。）}、その他のレーダ
無線位置測定装置	0116	台			船舶搭載用装置、オメガ受信機、ロラン受信機、デッカ、NNS（衛星航法装置）、トラックレコーダ、方向探知機等 航空機搭載用装置、地上用装置でVOR、DME、オメガ、タカン、ビーコン等の航行援助設備（レーダ及びレーダ関連機器を除く。）、GPS等
テレメータ・テレコントロール	0117	台			無線による遠隔地への転送装置、遠隔制御装置等専用ミニコン、マイコン周辺装置を含む（センサーは除く。）。
その他の無線応用装置	0118				上記以外で無線方式を応用した機器
ネットワーク接続機器	0119	台			インターネットプロトコルを使用可能な機器に限る。ただし、サーバー、クライアント機器は除く。ルーター、ハブ、リピータ、ゲートウェイ、ブリッジ等

2340 民生用電子機械器具

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ 薄型テレビ	0101	台			テレビ画像の表示にフラット・パネル・ディスプレイを用いたテレビ 液晶テレビ、有機ELテレビ等 主として、情報表示用、業務用の「プラズマモニター」は、調査票番号2370の情報端末で報告すること。 液晶テレビは、ポータブル型、自動車用を含む。 「カーナビゲーションシステム」との複合型の製品は0106「携帯電話」と一体型の製品は、調査票番号2330の携帯電話で報告すること。
デジタルカメラ					主として静止画像を撮影し、画像を電気信号に変換してデジタルデータとしてフラッシュメモリ等の記憶媒体に記録する機器 有効撮影画素数が100万画素未満の製品は除く。銀塩フィルム式カメラは、調査票番号2470のカメラで報告すること。
※ 一眼レフタイプ(レンズ交換式)	0102	台			一眼レフタイプであって、撮影用交換レンズの使用が可能なように設計されたデジタルカメラ。ミラーレス一眼を含む。
※ コンパクトタイプ	0103	台			撮影用とファインダー用にそれぞれ異なるレンズを用いるデジタルカメラ及び一眼レフタイプであって撮影用交換レンズが使用できないデジタルカメラ
※ カーオーディオ	0104	台			自動車内に搭載したオーディオ装置。チューナー、プレーヤー、スピーカーで構成される。「カーナビゲーションシステム」との複合型の製品は0105で報告すること。
※ カーナビゲーションシステム	0105	台			G P S等の測位システムを内蔵し、自動車等の運転の補助を行う装置 自動車用の「薄型テレビ」や「カーオーディオ」との複合型の製品を含む。測位システムを内蔵していないモニターは除く。
※ 補聴器	0106	台			集音した会話や環境音の増幅・ノイズの除去などをして、聴力の補助を行う機器

2350 電子部品

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
受動部品					
抵抗器					主に電流の流れを制限するために用いられ、回路の各素子に目的の電流値を与える部品
可変抵抗器					各種電子機器回路の電圧、電流をコントロールするためにドライバーなどを使い人為的に抵抗値を変化できるようにして目的の抵抗値に設定できる抵抗器
炭素系可変抵抗器 (半固定を除く)	0101	千個			炭素系粉末を抵抗素子の導電物質として用い、樹脂ワニスと溶剤とを混合して作った抵抗液を絶縁基板に塗布・焼成したもの
その他の可変抵抗器	0102	千個			巻線可変抵抗器、金属皮膜可変抵抗器、半固定抵抗器
固定抵抗器					抵抗値が一定で変化しない抵抗器
ネットワーク抵抗器	0103	千個			絶縁基板上に複数個の抵抗素子を集積・複合化して抵抗回路を形成し、1つの抵抗器としたもの
チップ抵抗器	0104	千個			ハンダ付け、ボンディングまたはその両方が可能な処理を施されている小型抵抗器で、端子線を持たない抵抗器
その他の固定抵抗器	0105	千個			金属皮膜固定抵抗器、巻線固定抵抗器、炭素皮膜固定抵抗器、ホーロー抵抗器、セメント抵抗器等
固定コンデンサ					電気を一時的に蓄える部品で、静電容量が一定のもの
アルミ電解コンデンサ	0106	千個			箱形及び固体のものに限る。
タンタル電解コンデンサ	0107	千個			タンタル金属を電解酸化して皮膜を作り誘電体とする有極性のコンデンサ
セラミックコンデンサ	0108	千個			セラミックを誘電体に用いたコンデンサ
金属化有機フィルムコンデンサ	0109	千個			誘電体として、プラスチックフィルムに金属を真空蒸着して一体化したもの
その他の固定コンデンサ	0110	千個			有機フィルムコンデンサ、マイカコンデンサ、ニオブコンデンサ、紙コンデンサ、ガラスコンデンサ等
トランス	0111	千個			トランスは、共通の磁気回路を持つ、2個以上のコイルを組合わせ、電気回路内で電磁(変換)作用をする電子部品。 鉄芯トランス、フェライトコアトランス、フライバックトランス、パルストランス、高周波トランス(I F Tを含む。)、偏向ヨーク、単巻トランス等(セットに組込まれたものを除く。)
インダクタ(コイルを含む)	0112	千個			コイルは電気回路内で自己インダクタンス(誘導)として作用する電子部品。2端子を前提とした構造のコイルで、主にインダクタンス値を制御するもの
機能部品					
水晶振動子	0113	千個			人工水晶原石を加工した単結晶水晶を振動体とし、水晶のもつ圧電効果、逆圧電効果等を利用して電気回路と組合せ、水晶単結晶の安定な機械振動を電氣的な基準周波数発生や周波数選択に利用する電子部品

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
フィルタ	0114	千個			特定の周波数以上、又は以下の周波数のエネルギーを通過させるか、特定の帯域を有する周波数帯域のエネルギーのみを通過（または遮断）させるか、キャリア搬送波などのようなスポットに近い帯域の周波数のエネルギーを遮断（または通過）させる機能を持った電子部品（セラミックフィルタ、メカニカルフィルタ、水晶フィルタ、LCフィルタ、表面弾性波（SAW）フィルタ等）
複合部品	0115	千個			抵抗器、コンデンサ、インダクタの何れか2つ以上の素子を組合せて構成した電子部品。半導体素子を含めたものは調査票番号2360の混成集積回路で報告すること。
接続部品					
スイッチ （通信・電子装置用に限る）	0116	千個			フラットキーボード、プッシュスイッチ、ロータリースイッチ等。マイクロスイッチは調査票番号2300の開閉機器で報告すること。
コネクタ					「配線機器用」のものは調査票番号2320の配線器具で報告すること
同軸コネクタ	0117	千個			同軸ケーブルの相互間または同軸ケーブルと機器を接続するコネクタ
プリント基板用コネクタ	0118	千個			プリント基板の相互間またはプリント基板と機器内の電線とを接続するコネクタ
丸形コネクタ	0119	千個			結合部が円形の形状をしたコネクタ
角形コネクタ	0120	千個			結合部が角形の形状をしたコネクタ
その他のコネクタ	0121	千個			IC/LSIソケット、カード用コネクタ、光コネクタ等
リレー（有線通信機器用に限る）	0122	千個			「電力用」は調査票番号2300の開閉機器で報告すること。
電子回路基板					部品間を接続するための回路を形成した板
リジッドプリント配線板					硬質（rigid）の絶縁基板に導体パターンを形成したプリント配線板
片面プリント配線板	0123	m ²			片面だけに導体パターンがあるプリント配線板
両面プリント配線板	0124	m ²			両面に導体パターンがあるプリント配線板
多層プリント配線板（4層）	0125	m ²			導体パターンが4層の多層プリント配線板（主な用途先は、携帯電話、デジタルカメラ、カーナビゲーションシステム、電気計測器等）
多層プリント配線板（6～8層）	0126	m ²			導体パターンが6～8層の多層プリント配線板（主な用途先は、パソコン、コンピュータ周辺機器、携帯電話、ゲーム機、交換機、NC装置等）
多層プリント配線板（10層以上）	0127	m ²			導体パターンが10層以上の多層プリント配線板（主な用途先は、大型コンピュータ、基地局通信装置等）
ビルドアップ多層配線板	0128	m ²			ビルドアップ工法により製造された多層配線板（主な用途先は、携帯電話、パソコン、高性能サーバ等）

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
フレキシブルプリント配線板					柔軟性のある絶縁基板に導体パターンを形成したプリント配線板
片面フレキシブル配線板	0129	m ²			片面だけに導体パターンがあるフレキシブル配線板（主な用途先は、カード電卓、ファクシミリ、ビデオカメラ等）
両面・多層フレキシブル配線板	0130	m ²			両面に導体パターンがあるフレキシブル配線板又は導体パターンが3層以上のフレキシブル配線板（主な用途先は、ICカード、ノートパソコン、携帯電話、液晶ディスプレイ等）
モジュール基板					プリント配線板に実装される基板で、それ自体機能単位として捉えられるユニット（部品間の接続ではなく、半導体チップとプリント配線板の接続を図るもので、大きさ、形状の点からも1個のパッケージ部品サイズとなっているもの）
リジッド系モジュール基板	0131	m ²			基板部分に硬質の材料を用いたモジュール基板。BGA基板、MCM基板（有機材）等
その他のモジュール基板	0132	m ²			リジッド系モジュール基板以外のモジュール基板。TAB基板、MCM基板（無機材）等
電子回路実装基板					電子回路基板と搭載部品から構成され、電気的相互接続を有するもの
プリント配線実装基板	0133	千個			プリント配線板と搭載部品（ディスクリート部品及びパッケージ部品等）から構成され、電気的相互接続を有するもの 数量は、搭載部品の点数
モジュール実装基板	0134	千個			モジュール基板と搭載部品（半導体チップ等）から構成され、電気的相互接続を有するもの 数量は、搭載部品の点数
音響部品（スピーカ・マイクロホン）	0135	千個			ホーンスピーカ、コンデンサスピーカを含む。ワイヤレスマイクロホンは調査票番号2330の無線通信装置で報告すること。
メモリ部品 （磁気テープ・光ディスク）	0136				オーディオ用の磁気録音テープ及びVTR用、ビデオカメラ用の磁気録画テープ 電子計算機用、電気計測器用等の磁気テープ 書換型光ディスク：データの記録再生だけでなく、消去、再記録がユーザー側でできるもの（MO、MD、CD-RW、DVD±RW、DVD-RAM、Blu-ray-Disc等） 追記型光ディスク：ユーザーが1回だけ書き込みできるもの（CD-R、DVD-R等）
スイッチング電源	0137	千台			スイッチング方式（可聴周波数以上のサイクル）によって制御された直流安定化電源で、出力容量が1.5W以上のもの

2360 電子管、半導体素子及び集積回路

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
電子管					
マイクロ波管	0101	本			マイクロ波の周波数帯で発振、増幅等の機能をもつ電子管 板極管、M形管（マグネトロン、交叉磁界増幅器）、 O形管、切替放電管等
X線管	0102	本			高速電子管によってX線を発生させることを目的とする電子管の総称 医用、工業用、分析用等
その他の電子管	0103	本			表示放電管、蛍光表示管等（ベータトロン管、シンクロトロン管を含む。）PDPモジュール、カラーテレビジョン用ブラウン管、電子計算機用ブラウン管、その他のブラウン管、放電管、光電管、映像増倍管、ストリーク管、送受信管、整流管、撮像管等
半導体素子					
※ シリコンダイオード	0104	千個			100mA未満の整流素子を含む。
※ 整流素子（100mA以上）	0105	千個			ゲルマニウム整流素子、セレン整流素子、シリコン整流素子等
トランジスタ					
シリコントランジスタ					
※ 1W未満	0106	千個			電力が1W未満のもの パワー用以外の小信号トランジスタ等
※ 1W以上	0107	千個			電力が1W以上のもの。主にパワートランジスタ等で、電力レベルによって1Wから200W程度まで幅広い。
※ 電界効果型トランジスタ	0108	千個			MOS型トランジスタ、薄膜トランジスタ等
※ IGBT	0109	千個			MOS型FETとバイポーラ・トランジスタを複合化ICチップにしてMOS型FETの高入力インピーダンス特性と、バイポーラ・トランジスタの低飽和特性を合わせ持った素子
※ サーミスタ	0110	千個			温度によって抵抗値が大きく変化する半導体抵抗素子 温度センサ、液面センサ、赤外線センサ等
※ バリスタ	0111	千個			電圧を上げると、電気抵抗率が非線形的に変化する（電流が急に流れたり、急に流れなくなったりする）素子 ZnOバリスタを含む。 電子機器に内蔵される電源の安定化、サージ電圧の吸収等あらゆる分野で利用
※ サイリスタ	0112	千個			3つ以上のp-n接合を1個の半導体基板内に形成することによって、電流を流さないオフ状態と、電流を流しうるオン状態の2つの安定した状態を保ち、かつオフ状態からオン状態へ、又はその逆のオン状態からオフ状態へ移行する機能をもった半導体素子 家電製品、情報通信機器、OA機器等用

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
光電変換素子					
※ 発光ダイオード	0113	千個			電流が流れると光源として働く半導体素子。赤外発光ダイオードを含む。
※ レーザダイオード	0114	千個			コヒーレント光を発光するダイオード、通信用レーザダイオード、光ピックアップ用ダイオード等
※ カプラ・インタラプタ	0115	千個			発光素子及び受光素子の組合せの素子、フォトカプラ、フォトインタラプタ等。簡単な機能素子（トランジスタ、トライアック等）を組み合わせたものを含む。
※ 太陽電池セル	0116	千個			太陽のエネルギーを電気エネルギーに変換する機能をもつ最小単位のもの。なお、携帯用充電器、電卓、時計、玩具用等のセルは除く。
※ その他の光電変換素子	0117	千個			フォトサイリスタ、フォトトランジスタ、フォトダイオード等
※ その他の半導体素子	0118	千個			上記以外の半導体素子、集積回路は除く。
集積回路					
半導体集積回路					
線形回路					
※ 標準線形回路	0119	千個			オペレーショナルアンプ、バッファアンプ、汎用ビデオアンプ、コンパレータ、電源用IC、CCDインラインなどの汎用用途向け線形回路
非標準線形回路					
					上記以外のインタフェースIC、データ変換回路などの通信、自動車などの産業用機器向け線形回路
※ 産業用機器向	0120	千個			産業用専用IC、通信用、自動車用などの汎用IC
※ 民生用機器向	0121	千個			民生用専用IC（TV用、VTR用、音響用等）
計数回路					
※ バイポーラ型	0122	千個			TTL、LS-TTL、ECL、DTL、ゲートアレイ、スタンダードセル、専用IC（ASIC）、バイポーラメモリ（RAM、ROM等）等
モス型					
マイクロコンピュータ					
※ MPU	0123	千個			マイクロプロセッサユニット
※ MCU	0124	千個			マイクロコントローラユニット（動作に必要な記憶素子部分を内蔵するもの）、デジタルシグナルプロセッサはここに含む。
ロジック					
※ 標準ロジック	0125	千個			CMOS標準ロジック等
※ セミカスタム	0126	千個			ゲートアレイ、スタンダードセル（セミカスタム設計手法によるマイクロコンピュータはマイクロコンピュータに含む。）
※ ディスプレイドライバ	0127	千個			液晶ディスプレイやプラズマディスプレイなど縦横でのマトリクス方式で画像を表示させるパネルを駆動及び制御するIC

注：調査票番号 2360 における製品とは、後工程における最終の社内検査を完了したものをいいます。前工程を終えた仕掛品は製品に含めないでください（ただし、アクティブ型液晶素子は、この限りではありません。）。

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ その他ロジック	0128	千個			周辺回路素子、専用 I C 等
※ メモリ	0129	千個			DRAM (VRAM、フレイムメモリを含む。) SRAM (疑似SRAMを含む。) フラッシュメモリ (一度データを書き込むと電源が切れても情報が消滅しないROMの機能と、データの書き換えが行えるRAMの機能を併せ持つメモリ、一括消去が電気的に行える特徴をもつもの) その他メモリ (マスクROM、EPROM、EEPROMのほかFRAMなどの次世代メモリ)
※ その他のモス型 (CCDを含む)	0130	千個			上記以外のモス型 (CCD (電荷結合デバイス及びCMOSセンサーを含む撮像デバイス) を含む。)
※ 混成集積回路	0131	千個			基板と個別半導体素子又は半導体集積回路を組み合わせたもの (薄膜又は厚膜技術を用いた受動素子を含む。)
アクティブ型液晶素子					※「アレイ工程」を行っている事業所が報告するものとする。
※ 4. 5型未満	0132	千個			TFT方式、MIM方式などのもので4.5型未満のもの
※ 4. 5型以上7. 7型未満	0133	千個			TFT方式、MIM方式などのもので4.5型以上7.7型未満のもの
※ 7. 7型以上	0134	千個			TFT方式、MIM方式などのもので7.7型以上のもの
※太陽電池モジュール	0135			kW	太陽電池セルを直列及び (又は) 並列に接続し、耐環境性のため外囲器に封入した最小単位の発電ユニット。ただし、集積形太陽電池 (サブモジュール) の最小単位の発電ユニットも含む。なお、携帯用充電器、電卓、時計、玩具用等のモジュールは除く。

2370 電子計算機及び情報端末

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
電子計算機本体					
はん（汎）用コンピュータ （メインフレーム）・ ミッドレンジコンピュータ	0101	台			主として基幹サーバ用途に設計・製造した大型コンピュータで、製品販売会社独自のCPU及びOSを搭載したコンピュータ メインフレームとパーソナルコンピュータとの中間領域に位置する計算処理性能を持ち、サーバ用途に使用することを目的として設計・製造したコンピュータ ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション（サーバ用途のみ）等。ブレードサーバを含む（ブレード一枚につき一台でカウント）。ただし、IA搭載の「ブレードサーバ」は0102で報告すること。
パーソナルコンピュータ					マザーボード、ベースユニット等の中間製品は除く。
※ サーバ用	0102	台			サーバ用途に使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ IAサーバ等。IA搭載のブレードサーバを含む（ブレード一枚につき一台でカウント）。
※ デスクトップ型 （タワー型及び一体型を含む）	0103	台			常時机上等に設置して使用することを目的として設計・製造したパーソナルコンピュータ。タワー型、モニターとの一体型及びワークステーション（クライアント用途のみ）を含む。
※ ノートブック型 （タブレット型を含む）	0104	台			ディスプレイ、キーボード等の入出力装置が本体と一体となり折り畳みが可能で、持ち運びが容易なように設計したパーソナルコンピュータ。タブレット型パーソナルコンピュータを含む。「携帯型汎用端末装置（PDA）」、「タブレット端末」は0117で報告すること。
情報端末					主として、情報の保存や入出力を行うことを目的として設計・製造した装置
外部記憶装置（内蔵型を含む）					主として、電子計算機に接続もしくは内蔵し、中央演算処理装置（CPU）に間接的にアクセスして情報の保存を行う記憶装置
ディスクアレイ装置	0105	台			複数のディスク装置を接続してアレイ機構で制御することで、大容量の情報を分散して高速・安全に保存する記憶装置 主として、ミッドレンジコンピュータからメインフレームまでの記憶装置として使用することを目的として設計・製造された製品を対象とする。カウントは1ユニット単位で行うこと。
その他の外部記憶装置	0106	台			上記以外の外部記憶装置 磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置、磁気テープ装置、半導体ディスク装置等
プリンタ					情報を紙媒体で出力することを目的として設計・製造した装置 複写機、ファクシミリ、スキャナー等の他機能を併せて持つ製品は、主用途がプリンタであるもののみ当該項目で報告すること なお、「産業用デジタル印刷機（A3寸伸び以上）」は、調査票番号2040の印刷機械で報告すること。
インクジェットプリンタ	0107	台			インクを用紙に吹き付ける方式で印刷を行うプリンタ
レーザープリンタ	0108	台			レーザー光を照射してトナーを感光体に付着させ、熱と圧力をかけて用紙に転写する方式で印刷を行うプリンタ

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
その他のプリンタ	0109	台			上記以外の方式で印刷を行うプリンタ 活字インパクトプリンタ、イオンプリンタ、MGプリンタ、銀塩写真プリンタ、放電破壊プリンタ、トナージェットプリンタ等
モニター					映像や情報を表示することを目的として設計・製造した装置。タッチパネル方式等によって、情報入力を行える機能を併せ持つ製品も含む。 液晶パネル、プラズマパネルを用いたモニター、CRTモニター、有機ELディスプレイ装置、蛍光表示管装置、デジタルサイネージ等に用いられる映像表示装置(ノートブック型パソコン等の機器に組み込む用途の製品は除く。)デスクトップ型パソコン本体とモニターとの一体型は、0103で報告すること。 民生用途のテレビは除く。半製品である「アクティブ型液晶素子」、「電子管」、「PDPモジュール」は、調査票番号2360のアクティブ型液晶素子、電子管で報告すること。
31型未満	0110	台			モニターの表示画面が31型未満のもの
31型以上	0111	台			モニターの表示画面が31型以上のもの
プロジェクタ	0112	台			コンピュータ、テレビ、DVD等のデータや画像をスクリーンに拡大投射する装置 データプロジェクタ、ビデオプロジェクタのいずれも含む。リア式のプロジェクタは除く。
金融用端末装置					銀行、郵便局、保険会社、証券会社等の金融関連業務で専用で使用される目的で設計・製造された端末装置
現金自動預払機(支払機を含む)	0113	台			利用者が自動的に現金の預け入れや引き出しを行うことを主用途として設計・製造された端末装置 ATM、CD等。コンビニエンスストア等の金融機関以外の場所に設置されるものも含む。
その他の金融用端末装置	0114	台			上記以外の金融用端末装置 自動契約機(現金の借り入れや返済を目的としたもの)、窓口業務処理用端末装置、カード決裁端末装置、両替機、通帳・証券発行機、通帳記入機、印鑑照合機等
情報キオスク端末装置	0115	台			各種情報提供、手続、物販、ポイント照会、音楽配信、デジタルフォト出力等の複数のサービスコンテンツを有する複合端末装置。公共機関等での各種申請用端末装置、各種店舗で客席からオーダー等を行う用途で設計・製造されたテーブルトップ型を含む。 有料での発券機能を主用途とする製品は調査票番号2190の自動販売機で報告すること。
携帯型専用端末装置	0116	台			交通、流通、生産管理、営業及び医療等の業務で専用を使用することを目的として設計・製造された携帯型の端末装置。主としてハンディターミナル
その他の情報端末	0117	台			上記以外の情報端末 スキャナー等の入出力装置、PDA、タブレット端末等のはん(汎)用端末装置、電子投票端末装置等。有料での発券機能を主用途とする製品は、調査票番号2190の自動販売機で報告すること。

2380 電気計測器及び電子応用装置

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
電気計器					
※ 指示計器	0101	個			電流計、電圧計、電力計、周波数計、力率計等（受信指示計を含む。）
※ 電力量計	0102	個			消費電力量を積算する計器 単相2線式の回路に接続して電力量の積算に用いる計器、単相3線式、三相3線式、三相4線式の回路に接続して電力量の積算に用いる計器（変成器付計器を含む。）
電気測定器					
※ 電圧・電流・電力測定器	0103	台			デジタル電圧計、デジタルマルチメータ、デジタルパネルメータ、デジタルテスタ、検流計、携帯用アナログテスタ、直流・交流電圧校正装置等
※ 無線通信測定器	0104	台			スペクトラムアナライザ（シグナルアナライザを含む。）はインテリジェントタイプ、トラッキングジェネレータ・付属装置も含む。 電波測定器は、電界強度測定器、妨害波測定器、スプリアス電力測定器、電波監視装置、標準電磁界発生器、無線通信用試験器、EMC測定システム、変調度測定器、高周波電力計、終端型電力計、通過形電力計等信号発生器・発振器は、信号発生器、正弦波発振器、その他の発生器
半導体・IC測定器					
ロジックICテスタ	0105	台			ロジックICの機能や特性を測定、評価するための装置（ロジックICテスタ、ASICテスタ等）
IC測定関連機器	0106	台			エレクトロンビームテストシステム、レーザープロセッシングシステム、静電気破壊試験器、LSI試験情報管理システム、オートハンドラ、プローバ等
その他の半導体・IC測定器	0107	台			ミックスドシグナルICの機能や特性を測定、評価するための装置。メモリICの機能や特性を測定、評価するための装置 電子管特性測定器、半導体特性測定器、LD・LED・LCD・CCD等光デバイス測定装置、カーブトレーサ、ハイブリットICテスタ（アナログICテスタ含む。）等
その他の電気測定器	0108				波形測定器、伝送特性測定器、測定用記録計・データ処理装置、LCR、インピーダンス、インダクタンス、容量、抵抗、Qの測定器、水晶振動子測定器、継電器試験器、絶縁抵抗計、高絶縁抵抗計、磁束計、ガウスメータ、磁化特性測定器、誘電体損測定器、接地抵抗計、大地比抵抗測定器、耐電圧試験器、光パワーメータ、光波長計、光スペクトラムアナライザ、波長分散特性測定器、光減衰器、光増幅器、光オシロスコープ、光パルス試験器、E/O・O/E変換器、実装プリント基板用ボードテスタ、インサーキットテスタ、ファンクションテスタ、未実装プリント基板用ボードテスタ、VXIシステム、周波数時間計数装置、その他波形分析器、測定用電源装置、測定用素子・補助機器、測定用関連機器、FFTアナライザ、ロジックアナライザ、マイクロプロセッサ開発関連機器、電気磁気量以外の電子式物理量及び感覚量計測器（ただし、FA・PA計測制御、環境、放射線に関するものは除く。）等
プロセスオートメーション用 計測制御機器					
発信器					
※ 温度計	0109	台			熱電対、測温抵抗体、放射温度計、圧力式温度計、温度変換器等

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
※ 圧力計	0110	台			ストレンゲージ式、静電容量式、ダイヤフラム式、ベローズ式、ブルドン管式等
※ 流量計	0111	台			電磁式、超音波式、せき式、タービン式、容積式、面積式等
※ 差圧計	0112	台			オリフィスやフローノズル等で発生する差圧を電気信号に変換し、流量・圧力・液位等の信号として受信計へ伝送するもの
※ その他の発信器	0113	台			密度・比重計、粘度計、湿度・露点計、水分計、熱量計、厚さ計、角度・変位計、液位計等
※ 受信計	0114	台			指示計、記録計、調節計、積算計、各種演算器、変換器等
※ プロセス用分析計	0115	台			電気化学式分析計、光式分析計、電磁気式分析計等
プロセス監視制御システム					
※ デジタル計装制御システム	0116	台			DCS（分散形制御システム）と呼ばれ、プロセスの監視、フィードバック制御、シーケンス制御の機能を持つ計測制御用の計装システムをいう。
※ その他のプロセス監視制御システム	0117	台			ミニコン、制御用（工業用）計算機と呼ばれている機種で、オペレーティングシステムのもので動作するもの。ただし、プロセス又は工業計器に直結するもので、プロセス制御管理用とする。 コンピュータをベースとした、多数のプロセス変量の計測、監視、制御を行う装置で、プロセスコンピュータシステム、デジタル計装制御システム以外のもの
その他のプロセスオートメーション用計測制御機器	0118				操作器、操作盤、部品、付属品等
※ガス警報器	0119	個			ガス警報器とは、液化石油ガス用ガス漏れ警報器、液化石油ガス用不完全燃焼警報器及び都市ガス用ガス警報器をいい、ガスセンサを有し可燃性ガス又は不完全燃焼ガスを検知する機能を有しているもの ガスセンサを持たない液化石油ガス用中継部、受信部、分離警報部、制御部、情報表示盤及び都市ガス用外部警報器は除く。
X線装置					X線を発生する装置で、医用、産業用等で利用するもの
医用					
医科・歯科用	0120	台			医用・歯科用の撮影装置。CT装置を除く。
CT装置	0121	台			X線投影装置によりコンピュータ処理を用いて断層像を再構成する装置
その他のX線装置	0122	台			X線回折装置等。蛍光X線分析装置、X線マイクロアナライザ等は調査票番号2460の測定機器で報告すること。
放射性物質応用機器	0123	台			照射装置、非破壊検査装置等
放射線測定器	0124	台			検出器、ユニット機器、モニタ、放射線応用測定器（プロセス用を除く。）、医療用放射線測定器等
超音波応用装置					
洗浄機	0125	台			液体に超音波を加え疎密の波を生じさせ、空洞現象により汚物を取除く装置
医療機器	0126	台			機能検査装置、超音波映像検査装置、超音波治療器、歯石除去機等
溶接機	0127	台			ICワイヤボンダ、プラスチックウエルダー等

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
その他の超音波応用装置	0128	台			魚群探知機、探傷機、測深機、機雷探知機、水中聴音機、ソナー、メッキ装置、化学反応促進装置、殺菌装置（医療用を除く。）、警備機器、ソノブイ等
その他の電子応用装置					
電子顕微鏡	0129	台			光の代わりに高速の電子線を使用した顕微鏡
産業用テレビジョン装置	0130	台			特定の場所から特定の場所への情報をテレビジョン信号の形で送受信する装置で光学系の映像を電気信号に変換するテレビカメラと電気信号を伝送する媒体及びテレビ受像機で構成されているもの C C T V、I T V等
医用測定器	0131	台			電子体温計、電子血圧計、心電計、血流計等
その他	0132	台			電子ビーム応用装置、レーザ応用装置、赤外線暗視装置、電子冷却装置、トレーナ射撃指揮装置、粒子加速装置、数値制御装置等

2390 電 池

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
乾電池					一次電池
※ 酸化銀電池	0101	千個			正極に酸化銀、負極に亜鉛を配し、電解液にはアルカリ性溶液を用いた一次電池
※ アルカリマンガン乾電池	0102	千個			正極に二酸化マンガン、負極に亜鉛を配し、電解液にアルカリ性溶液を用いた一次電池 単三形 (LR6) のもの、単四形 (LR03) のもの、他のアルカリマンガン乾電池
※ リチウム電池	0103	千個			負極に金属リチウムを使った電池 主な用途はカメラ、電話機、電卓等
蓄電池					二次電池
鉛蓄電池					鉛を主成分とする電極と、硫酸溶液の電解液よりなる二次電池
※ 自動車用 (二輪自動車用を除く)	0104	千個	鉛量t		自動車用の蓄電池で、エンジンの始動、カーオーディオ、カーエアコンなどの電装機器の電源などに利用される二次電池
※ その他の鉛蓄電池	0105	千個	鉛量t		据置鉛蓄電池、可搬鉛蓄電池、電気車用鉛蓄電池、船用鉛蓄電池、二輪自動車用鉛蓄電池、小型制御弁式鉛蓄電池等
アルカリ蓄電池					アルカリ性溶液を電解液とする二次電池
※ ニッケル・水素電池	0106	千個		千Ah	正極に水酸化ニッケル、負極に水素吸蔵合金を用いる一種のアルカリ蓄電池 主な用途はビデオカメラ、ノートブック型パソコン、ハイブリッド車用等
※ その他のアルカリ蓄電池	0107	千個		千Ah	ポケット式、焼結式、完全密閉式を含む。
リチウムイオン蓄電池					充電と放電の際に正極と負極の間をリチウムイオンが移動して電気エネルギーを発生させる蓄電池のこと。
※ 車載用	0108	千個		千Ah	電気自動車、ハイブリッド電気自動車等の自動車の電動機の電源用に利用されるもの 数量はセル数
※ その他	0109	千個		千Ah	車載用以外のリチウムイオン蓄電池 数量はセル数

2400 自 動 車 （戦闘用自動車を除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
乗用車					乗用車以外のものを架装する乗用車シャーシは、トラックシャーシを含む。 軽・小型・普通の区分は、「道路運送車両法（第三条）、道路運送車両法施行規則別表第一（第二条関係）」（以下、「車両法」）による。 注：本来、排気量が2,000ml以下のものは小型自動車扱いであるが、幅が1.7mを超えている場合には、普通乗用車扱いとなる。また、電気自動車は、車の幅、高さ、長さのみで区分する。
※ 軽自動車・気筒容積660ml以下	0101	台			車の大きさ幅1.48m以下、高さ2m以下、長さ3.4m以下のもの及び気筒容積660ml以下のもの
※ 小型自動車・気筒容積660mlを超え2,000ml以下	0102	台			車の大きさ幅1.48mを超え1.7m以下、高さ2m以下、長さ3.4mを超え4.7m以下のもの及びディーゼル車以外のものは気筒容積660mlを超え2,000ml以下のもの
※ 普通自動車・気筒容積2,000mlを超えるもの	0103	台			車の大きさ幅1.7mを超え、高さ2mを超え、長さ4.7mを超えるもの及びディーゼル車以外のものは気筒容積2,000mlを超えるもの
バスシャーシ（完成車を含む）					フレームレスバスは、エンジン、足廻り及び操縦装置の部分をもってシャーシとみなす。
※ 小型バス	0104	台			乗車定員11人以上29人以下のバスシャーシ（「車両法」による「小型自動車の大きさ」以内のもので、乗車定員11人以上29人以下のバスシャーシを含む。）
※ 大型バス	0105	台			乗車定員30人以上のバスシャーシ
トラックシャーシ（完成車を含む）					四輪以上のトラックシャーシ及び完成車、貨客兼用車を含む。
※ 軽自動車	0106	台			注：軽・小型・普通の区分は、0101～0103と同義
※ 小型自動車	0107	台			
※ 普通自動車	0108	台			
※ けん引車	0109	台			四輪以上のけん引車で気筒容積660ml以上のもの（建設車両を除く。） 主にトレーラ（0111）をけん引するもの
※特殊自動車	0110	台			四輪バギー、スノーモバイル、ゴルフカート、林内作業車等の農耕作業用自動車、除雪車、雪上車等であり、乗用車・トラックシャーシを用いないもの
※トレーラ	0111	台			けん引車（0109）等のけん引装置を持つ他の自動車によってけん引される荷台車

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
二輪自動車 (モータースクータを含む)					原動機付自転車及び側車(サイドカー)付のものを含む(四輪は含まない。)
※ 気筒容積50ml以下	0112	台			第一種原動機付自転車(定格出力0.6kW以下)
※ 気筒容積50mlを超え125ml以下	0113	台			第二種原動機付自転車(同0.6kWを超え1.0kW以下)
※ 気筒容積125mlを超え250ml以下	0114	台			軽二輪自動車(同1.0kWを超えるもの)
※ 気筒容積250mlを超えるもの	0115	台			小型二輪自動車(同1.0kWを超えるもの)
車 体					
トラックボデー					特別用途車及び特別装備車を除く。
小型トラック荷台	0116	台			「車両法」による小型トラックに架装するもの
普通トラック荷台	0117	台			「車両法」による普通トラックに架装するもの
特装ボデー					貨客兼用車、ダンプ車、タンク車、冷凍・冷蔵車、箱型運搬車、消防車、救急車、公共応急作業車等の緊急車、放送宣伝車、医療防疫車、寝台車、霊柩車、護送車、散水車、工作車、架線修理車、移動図書館車、移動郵便車、塵芥車、糞尿車、無線車等のボデー等
小型特装ボデー	0118	台			貨客兼用車ボデー、ダンプ車ボデー、冷凍・冷蔵車ボデー、箱型運搬車ボデー等
普通特装ボデー	0119	台			ダンプ車ボデー、タンク車ボデー、冷凍・冷蔵車ボデー、箱型運搬車ボデー、消防車ボデー等
生産内訳					
乗用車					
HEV車及びPHEV車	0131	台			HEV車とは、「電気自動車」及び「PHEV車」を除く、動力源としてエンジンとモーターを有する車種 PHEV車とは、外部給電による電力を動力源とし、燃料(ガソリン・軽油)も使用する車種
電気自動車及び燃料電池車	0132	台			電気自動車とは、外部給電による電力のみを動力源とする車種 燃料電池車とは、燃料電池による電力のみを動力源とする車種
バス及びトラック					
HEV車及びPHEV車、電気自動車及び燃料電池車	0133	台			HEV車とは、「電気自動車」及び「PHEV車」を除く、動力源としてエンジンとモーターを有する車種 PHEV車とは、外部給電による電力を動力源とし、燃料(ガソリン・軽油)も使用する車種 電気自動車とは、外部給電による電力のみを動力源とする車種 燃料電池車とは、燃料電池による電力のみを動力源とする車種

注：乗用車、バスシャシー、トラックシャシー、二輪自動車は完成品のほかノックダウン車両輸出分(未組立のまま輸出されるもので、その構成部品が全部品を完備した場合のFOB価格の60%以上のもの)を含めます。

2410 自動車部品及び内燃機関電装品

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
自動車部品					ここでいう自動車部品とは、部品として完全に加工された製品であって部品の一部を構成するもの及び部品加工の中間工程のものは含まない。三輪以上の自動車に組み入れるもの 二輪自動車部品を除く。
エンジン					
ガソリンエンジン	0101	台			
ディーゼルエンジン	0102	台			
機関部品					エンジン部品及び周辺部品
ピストン	0103	個			
ピストンリング・シリンダーライナ	0104	個			
吸気弁・排気弁	0105	個			
ガスケット	0106	個			
燃料ポンプ	0107	個			
燃料噴射装置	0108	個			
空気清浄器	0109	個			
油清浄器	0110	個			
油ポンプ	0111	個			
水ポンプ	0112	個			
放熱器（ラジエータ）	0113	個			
駆動伝導及び操縦装置部品					駆動伝導部品とは、エンジンに発生した動力を駆動車輪に伝達する機構部品のこと。 操縦装置部品とは、車の進行方向を左右に変えたりするかじ取り機構に係る部品のこと。
クラッチ装置	0114	個			
自動変速装置	0115	個			
ユニバーサルジョイント	0116	個			
プロペラシャフト	0117	個			
車 輪	0118	個			
かじ取りハンドル	0119	個			
ステアリング装置・タイロッド・タイロッドエンド	0120	個			
懸架制動装置部品					懸架装置（サスペンションシステム）とは、車輪の受ける上下振動が車体に伝達されるのを緩和する装置のこと。 制動装置とは、ブレーキ装置のこと。
ショックアブソーバ	0121	個			
ブレーキ倍力装置	0122	個			
ブレーキシリンダ	0123	個			

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
ブレーキパイプ	0124	個			
ブレーキシュー	0125	個			
電子式ブレーキ制御装置	0126	個			
シャシー及び車体部品					シャシー（車台）及び車体（ボデー）の部品
燃料タンク（LPG用を除く）	0127	個			
排気管・消音器	0128	個			
窓わく	0129	個			
ドアヒンジ・ドアハンドル・ロック	0130	個			
窓ガラス開閉装置	0131	個			
シート	0132	個			
シートベルト	0133	個			
エアバッグモジュール	0134	個			自動車の衝突等の事故発生時に乗員を保護する装置。但し、制御装置、各種センサーなど部品のみは含まない。
その他の部品					
スイッチ類	0135	個			
計器類	0136	個			
ワイパー	0137	個			
警音器	0138	個			
内燃機関電装品 （自動車用以外のものを含む）					
充電発電機（ダイナモ）	0139	個			イグニッションダイナモ、始動電動機兼用のものを含む。
始動電動機（スタータ）	0140	個			
点火線輪（イグニッションコイル）	0141	個			発火系統のコンデンサを含む。
点火栓（プラグ）	0142	個			
二輪自動車部品					
エンジン	0143	台			
燃料噴射装置	0144	個			
ショックアブソーバ	0145	個			緩衝装置
計器類	0146	個			スピードメーター、タコメーター等
ブレーキ装置	0147	個			減速・停止時等に使用する一連の装置で、フロントキャリバ、フロントディスクプレート、リアキャリバ、リアディスクプレート等

2430 自転車及び車いす（原動機付自転車を除く）

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
完成自転車					部品製造業者から、その構成部品の一部若しくは全部を購入して組立てたもの、また、セットとして取りまとめた未組立のもの（キット）も含む。
※ 軽快車	0101	台			通勤、通学、買物などに使用することを主目的として設計された車で、車輪の径の呼び26以上、付属品を除いた重量が17kg未満のもの（内装変速機構をもつものを含む。） 注：車輪の径の呼びとは、自転車タイヤの外径のことを指す。
※ 電動アシスト車	0102	台			電動機を補助動力として設計された車で、二輪及び三輪で構成されるもので、チェンジギヤ装置をもつものも含む。
※ その他	0103	台			軽快車及び電動アシスト車以外の自転車（ミニサイクル、子供車、幼児車、実用車、スポーツ車、マウンテンバイク、トラックレーサー、競技車、重荷運搬車、折たたみ自転車、タンデム車等）
車いす					
※ 手動式車いす	0104	台			
※ 電動式車いす	0105	台			ジョイスティック（操縦桿）式、ハンドル式、簡易型を含む。

2440 産業車両

動力付運搬車					動力を備えたタイヤ式の自走荷役運搬車両
※ 蓄電池式運搬車（パレットトラックを含む）・内燃機関運搬車・無人搬送車	0101	台	t		ローリフトトラック、無人けん引車など
フォークリフトトラック					歩行操作式フォークリフトを含む。
※ 蓄電池式	0102	台	t		キャパシタ・ハイブリッド式など
※ 内燃機関式	0103	台	t		エンジン・ハイブリッド式など
※ ショベルトラック	0104	台	t		ショベルローダーとも言う（二輪駆動式：前輪駆動、後輪操舵）。

2450 航空機

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
航空機					
ターボジェット機	0101	機			
ターボプロップ機	0102	機			
ヘリコプタ	0103	機			
その他の航空機	0104	機			ピストン機、グライダ、ターゲットプレーン等
機体部品・付属装置					自己消費を除く。
機体部品 (プロペラ・回転翼を含む)	0105				機体を構成する部品・付属品 主翼・尾翼（補助翼、フラップ等を含む。）、胴体 （風防、窓、扉等を含む。）、燃料タンクエンジン 支持、ナセル等 プロペラ・回転翼等 プロペラの部品、付属品（羽根、管制装置、ハブ、 フェーザーシング等）、回転翼の部品、付属品（羽 根、クリップ、ハブ、ピッチ変速機等を含む。）
付属装置・室内装備 (保命装置を含む)	0106				機体に付属する装置類 降着装置、操縦装置、空気調和及び与圧装置、防除 氷・防曇装置、照明装置、警報装置、駆動装置（ヘ リコプタ）等 客室、操縦室等に装着される備品 座席、厨房装置、トイレ、洗面所等 航空機の搭乗者の保命等のために航空機に搭載する 装備品 酸素装置、脱出装置、射出座席、保安・救命用具等
発動機					
ターボジェット発動機	0107	基			
ターボシャフト発動機	0108	基			
その他の発動機	0109	基			
発動機部品	0110				自己消費を除く。 ピストン、シリンダ、クランク軸、クランクケース、 ファン、圧縮機、排気ノズル、燃焼器、タービン等 発動機を構成する部品
補機（発動機の付属品を含む）	0111				発動機本体と分離できない各種系統部品、エンジン 本体の機能を果たすための発動機付属部品、ガスタ ービン発動機制御装置、オイルポンプ、燃料コント ロール等
航空計器・操縦訓練用設備	0112				航法計器、発動機計器、機体計器、自動操縦装置等 リンクトレーナー、シミュレーター等

2460 計測機器

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
測定機器					
※ 工業用長さ計	0101	個			テーパーゲージ、プラグゲージ、リングゲージ、ねじプラグゲージ、のぎす（ハイトゲージ、デプスゲージを含む。）、マイクロメータ（外側用、内側用、ねじ用、歯車用等）、ダイヤルゲージ（指針測微器を含む。）等
積算体積計					
※ ガスメータ	0102	個			主として家庭、事業所等における燃料用ガスの体積を積算計量できるもの
※ 水道メータ	0103	個			主として家庭、事業所等における上水道の体積を積算計量できるもの
※ 積算式ガソリン量器	0104	個			ガソリンスタンド等においてガソリンの体積を積算計量できるもの
※ 工業用計重機	0105	台			各機械の積載部及び機械と一体となる検出部、指示部、演算部等を含む。 トラックスケール、貨車スケール、コンベヤスケール、ポイドメータ、自動重量選別機、タンクスケール等
※ 圧力計（アネロイド形）	0106	個			弾性体をエレメントとして使用し、発生圧力に比例した変位量を拡大表示する圧力計測器
※ 精密測定機（光学測定機を含む）	0107	台			精密測定機は、長さ、角度、ねじ、歯車、面、平面度、真直度等の測定機 空気・電気マイクロメータ、シリンダーゲージ、精密水準器、オートコリメータ、スケールプロジェクタ、角度定規、直定規、標準尺、精密定盤等 光学測定機は、光学及び光学原理を用いたもので長さ、角度、ねじ、歯車、面、平面度、真直度等の測定機
分析機器					
※ 光分析機器	0108	台			工業計器は調査票番号 2380 の電気計器、電気測定器または工業用計測制御機器で報告すること 吸収分光分析装置、発光分光分析装置、その他の分光分析装置、光電比色計、屈折計、旋光計等
※ 電磁気分析機器 （X線回折装置を除く）	0109	台			蛍光X線分析装置、質量分析装置、磁気共鳴装置、X線マイクロアナライザ等。X線回折装置は調査票番号 2380のX線装置で報告すること。
※ クロマト・分離・蒸留機器	0110	台			ガスクロマト装置、液体クロマト装置、ペーパークロマト装置、精密蒸溜装置等
※ その他の分析機器	0111	台			電気化学分析装置、元素分析装置、熱分析装置、血液分析器等
※ 環境計測機器	0112	台			公害計測専用に設計されたもので、大気汚染計測器（一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素、ふっ素化合物、塩素化合物、粒子状物質、オキシダント・オゾン、その他の大気汚染の各計測器及び悪臭測定器）、水質汚濁計測器（pH、BOD、COD、濁度、TOC、TOD、UV、溶存酸素、油分、浮遊物質、フェノール、シアン、各種有害重金属物質（水銀、クロム、その他のもの）、その他の水質汚濁の各計測器及び水質監視装置）、騒音・振動計測器（精密、普通、簡易の各騒音計、デジタル騒音計及び精密、簡易の各振動計等） 自動車用の公害測定機器（一酸化炭素・窒素酸化物・炭化水素・電波雑音測定器・スモークメーター・騒音計等）

品 目 名	番号	調査票の記入に 使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
試験機					
※ 材料試験機	0113	台			金属材料試験機（かたさ、万能材料、疲労及びその他の金属材料の各試験機）、非金属材料試験機（セメント及びコンクリート、繊維材料、ゴム、プラスチック等の各試験機）
※ 動的試験機・構造物試験機	0114	台			回転体の動的つり合いを調べる試験機、原動機の馬力を計る試験機（水動力計、空気動力計等）及びばね形、容積型力計、構造物及び振動試験機
※ 測量機器（トランシット・レベル、光波測距儀）	0115	個			トランシットとは水平角と鉛直角を測定する機器及びレベルとは2点間の高低差を測定あるいは目的の高さを求める測量に用いる機器 光波測距儀とは光波を利用して距離を測定する機器

2470 光学機械器具及び時計

光学機械器具					
※ カメラ	0101	台			35mmフィルムカメラ、X線用、顕微鏡用、航空用、医療用、製版用カメラ、35mmフィルムを使用しない一眼レフカメラ及び迅速処理（ポラロイド等）カメラ等。
※ カメラ用交換レンズ	0102	個			レンズ交換式のカメラに用いるレンズ 標準レンズ、広角レンズ、望遠レンズ、特殊レンズ等
時 計					
※ 完成品 （電池式ウォッチ（ストップウォッチを除く）・電池式クロック（機械時計を除く））	0103	千個			腕・懐中時計、ペンダント・ブローチ・指輪時計等 針と文字板を用いて時刻又は時間を表示する指針式（アナログ） 電子光学的方法により時刻又は時間を表示する電子表示式（デジタルほか） 置・目覚・掛け時計（旅行時計を含む。）、計器板時計（自動車・航空機用）
※ ムーブメント（自己消費を除く）	0104	千個			シャブロン、未完成ムーブメントを含む。 指針式（アナログ）、電子表示式（デジタルほか）

2570 半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置

品 目 名	番号	調査票の記入に使用する単位			備 考
		数量	重量	容量	
半導体製造装置					
ウエハ製造用装置	0101	台	kg		単結晶製造装置、ウエハ加工装置、検査評価用装置等
ウエハプロセス用処理装置	0102	台	kg		露光・描画装置 露光装置、アライナー、ステッパ等 エッチング装置 ウェットエッチング装置、ドライエッチング装置 薄膜形成装置 CVD装置、スパッタリング装置、真空蒸着装置等 その他の装置 レジスト処理装置、洗浄・乾燥用装置、熱処理装置、イオン注入装置、検査評価用装置、CMP装置等
組立用装置	0103	台	kg		ダイシング装置、マウンティング装置、ワイヤボンディング装置、パッケージング用装置、検査評価用装置等
半導体製造装置用関連装置(マスク・レチクル製造用装置を含む)	0104	台	kg		各種搬送用装置、純水・薬液用装置、各種ガス用装置、クリーンルーム用装置、マスク・レチクル製造用装置(露光・描画用装置、レジスト処理装置、薄膜形成・エッチング・洗浄・乾燥用装置、検査評価用装置)
フラットパネル・ディスプレイ製造装置	0105	台	kg		ガラス基板製造用装置 ガラス加工装置、基板成膜装置、洗浄・乾燥用装置、焼成装置、検査評価用装置等 ガラス基板プロセス用処理装置 PVD装置、CVD装置、陽極酸化装置、露光装置、レジスト処理装置、エッチング装置、洗浄・乾燥用装置、熱処理装置、ドーピング装置、検査評価用装置等 パネル工程用装置 カラーフィルタ製造装置、配向膜形成装置、焼成・乾燥装置、ラビング装置、シール印刷装置、スパーサ散布装置、基板貼合わせ装置、液晶注入装置、洗浄・乾燥装置、セル分断装置、貼付け装置、検査装置等 フラットパネル・ディスプレイ製造装置用関連装置 各種搬送用装置、純水・薬液用装置、各種ガス用装置、クリーンルーム用装置、マスク・レチクル製造用装置(露光・描画用装置、レジスト処理装置、薄膜形成・エッチング・洗浄・乾燥用装置、検査評価用装置)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。